

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	物件費のうち賃金推移(5年間)	財政課	20
12	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	21
13	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	22-23
14	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	24
15	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	25
16	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	26
17	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	27
18	就学援助利用者数、金額及び国の補助金額、交付税算入額(5年間)	学校教育課	28
19	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	29
20	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化振興課	30-31
21	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	32
22	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	33
23	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	34
24	各小中学校の7月～9月、12月～3月の教室内の温度	教育総務課	35-38
25	課長提案事業一覧(平成30年度に予算化された事業名、実施・未実施、担当課名)	企画政策課	39-40
26	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	41-45
27	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	46
28	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	47
29	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	48
30	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	49
31	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	50
32	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	51
33	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	52
34	校区別寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	53
35	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	54

No	項目名	課名	ページ
36	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	55
37	DV関連相談件数(5年間)	市民生活課	56
38	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	57-150
39	制度別融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	151
40	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	152-153
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	154
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	155-157
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	158
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担金額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	159
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	160
46	有帆緑地の受入状況及び借入金返済状況(5年間)	土木課、都市計画課	161-162
47	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	163
48	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	163
49	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	163
50	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	164
51	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	164
52	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	165
53	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	166
54	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	167
55	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	167
56	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	168
57	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	169
58	平成30年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	170
59	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	171
60	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、社会教育課	172-199

平成26年度  
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	II-2	
				ふりがな	さんようおのだし	26年度交付税 種地区分	I-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人口				産業構造				
				人口集中 地区人口		区分	第一次	第二次
国勢 調査	平成22年	64,550	18,881	就業人口	平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	平成17年	66,261	19,429		平成17年国勢調査	1,367 4.4%	10,593 33.9%	19,091 61.1%
	増減率(%)	△2.6	△2.8					
住民基本台帳	H27.3.31	64,433		区分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H26.3.31	64,758		基準財政収入額		7,887,897	財政再建	産炭
面積(km <sup>2</sup> )	132.99			基準財政需要額		11,559,264	不交付	過疎
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	485			標準財政規模		15,964,975	低開発	山村
区分	平成26年度 (千円)	平成25年度 (千円)		財政力指数 (合算)	24年度	0.694	新産工特	
1歳入総額	29,750,198	26,756,160			25年度	0.684	事務共同処理の状況	
2歳出総額	29,167,343	26,185,484			26年度	0.682	後期高齢医療 消防	
3歳入歳出差引額	582,855	570,676			3ヶ年平均	0.687	災害基金	
4翌年度繰越財源	48,683	53,137		実質収支比率	3.3	老人福祉施設		
5実質収支	534,172	517,539		公債費比率		自治会館管理		
6単年度収支	16,633	105,433		公債費負担比率	17.5	健全化判断比率(%)		
7積立金	794,214	512,020		起債制限比率		実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	32,600		積立金現在高	6,011,276	連結実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	0	294		地方債現在高	29,734,142	実質公債費比率	12.8	
10実質単年度収支	810,847	649,759		債務負担行為額	3,085,888	将来負担比率	65.7	
特別職				事業名	法適	収支額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職員数 (人)
区分 (H26.4.1現在)	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病院	有	△1,649,198	1,500,487	253
市長	H17.3.22	909,000		上水道 (簡水含む)	有	176,910	21,452	55
副市長	H17.3.22	740,000		工業用水道	有	41,472	440	9
教育長	H17.3.22	655,000		国民健康 保険	無	328,516	559,815	11
議長	H17.3.22	460,000		駐車場	無	13,791	0	0
副議長	H17.3.22	402,000		介護保険 (保険勘定)	無	84,026	801,000	28
議員	H17.3.22	370,000		後期高齢 医療 地方卸売 場	無	679	230,387	3
				下水道	無	38,160	975,300	15
				農業集落 排水	無	738	59,351	0
				小型自動 車走 競	無	△737,027	0	3

市町村名		山陽小野田市		類型	II-2									
歳入					性 質 別 歳 出									
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)				
地方税	10,032,764	33.7	9,467,860	63.4	人件費	3,846,756	13.2	3,552,337	3,354,625	20.4				
地方譲与税	202,340	0.7	202,340	1.4	うち職員給	2,581,421	8.9	2,287,002	2,251,169	13.7				
利子割交付金	22,560	0.1	22,560	0.2	扶助費	6,073,645	20.8	1,774,732	1,774,732	10.8				
配当割交付金	58,980	0.2	58,980	0.4	公債費	3,424,093	11.7	3,244,032	3,244,032	19.8				
株式等譲渡所得割交付金	30,219	0.1	30,219	0.2	内訳	元利償還金	3,423,537	11.7	3,243,476	3,243,476	19.8			
地方消費税	662,784	2.2	662,784	4.4		一時借入金利子	556	0.0	556	556	0.0			
ゴルフ場利用税	67,546	0.2	67,546	0.5	(義務的経費計)					(13,344,494)	(45.7)	(8,571,101)	(8,373,389)	(51.0)
自動車取得税	23,599	0.1	23,599	0.2	物件費	2,834,863	9.7	2,234,045	2,072,600	12.6				
地方特例交付金	32,886	0.1	32,886	0.2	維持補修費	136,571	0.5	99,081	98,687	0.6				
地方交付税	5,040,824	17.0	4,337,885	29.0	補助費等	2,352,687	8.1	2,248,819	1,804,532	11.0				
内訳	普通交付税	4,337,885	14.6	4,337,885	29.0	積立金	913,797	3.1	882,109					
	特別交付税	702,939	2.4			投資及び出資金	1,017,209	3.5	109	0	0.0			
交通安全対策交付金	6,970	0.0	6,970	0.0	貸付金	178,000	0.6	0	0	0.0				
分担金及び負担金	307,710	1.0	0	0.0	繰出金	3,491,953	12.0	3,114,524	2,899,104	17.7				
使用料	414,259	1.4	20,620	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0						
手数料	154,785	0.5	0	0.0	小計	24,269,574	83.2	17,149,788	15,248,312	92.9				
国庫支出金	3,920,254	13.2			投資的経費	4,897,769	16.8	777,867		経常収支比率				
県支出金	1,599,938	5.4			うち人件費	93,130	0.3	93,130		(%)				
財産収入	53,418	0.2	0	0.0	普通建設事業費	4,896,698	16.8	777,796		92.9				
寄附金	3,307	0.0			内訳	補助事業	3,376,481	11.6	151,114		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率			
繰入金	180,239	0.6				単独事業	1,394,500	4.8	605,557			(%)		
繰越金	570,676	1.9			県営事業負担金等	125,717	0.4	21,125						
諸収入	679,940	2.3	555	0.0	災害復旧事業費	1,071	0.0	71		102.1				
地方債	5,684,200	19.1			失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源				
合計	29,750,198	100.0	14,934,804	100.0	合計	29,167,343	100.0	17,927,655		(千円)				
目的別歳出					適用税率の状況		徴収率 (%)			経常	14,934,804			
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	3,500	区 分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計	18,510,510			
議会費	219,268	0.8	219,267	市民税個人所得割税率		市民税	99.1	31.3	96.2	歳出充当一般財源				
総務費	3,926,158	13.5	3,039,834	6.00%	固定資産税	99.2	26.7	95.9	経常		15,248,312			
民生費	9,522,304	32.6	4,594,534	市民税法人均等割(円)		市税合計	99.1	28.5	96.0	合計	17,927,655			
衛生費	6,386,695	21.9	1,915,932	1号	50,000	市 税								
労働費	53,433	0.2	46,299	2号	120,000	区 分	決算額	構成比	増減率	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額			
農林水産業費	432,697	1.5	280,395	3号	130,000	(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)				
商工費	410,156	1.4	219,515	4号	150,000	市民税(個人分)	2,748,049	27.4	△ 1.0	2,761,446	0			
土木費	1,999,797	6.9	1,656,064	5号	160,000	市民税(法人分)	1,167,855	11.7	18.5	824,617	163,158			
消防費	1,031,099	3.5	1,018,428	6号	400,000	固定資産税	4,899,730	48.8	2.2	4,775,332	0			
教育費	1,760,572	6.0	1,693,284	7号	410,000	軽自動車税	144,472	1.4	2.1	143,428	0			
災害復旧費	1,071	0.0	71	8号	1,750,000	市たばこ税	501,196	5.0	△ 4.9	504,513				
公債費	3,424,093	11.7	3,244,032	9号	3,000,000	特別土地保有税	0	0.0	-					
諸支出金	0	0.0	0	市民税法人税割		目的税	571,462	5.7	△ 0.3		0			
前年度繰上充用金	0	0.0	0	14.7%・平成26年10月 以降開始事業年度 12.1%		入港税	6,558	0.1	△ 11.9		0			
特別区調整納付金				固定資産税		都市計画税	564,904	5.6	△ 0.2					
合計	29,167,343	100.0	17,927,655	1.40%	合計	10,032,764	100.0	2.4	9,009,336	163,158				



平成27年度  
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	27年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			産 業 構 造				
人口集中 地区人口			区 分	第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	平成22年	64,550	就業人口	平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	平成17年	66,261		平成17年国勢調査	1,367 4.4%	10,593 33.9%	19,091 61.1%
	増減率(%)	△2.6	△2.8				
住民 基本 台帳	H28.3.31	64,100	区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H27.3.31	64,433	基準財政収入額		8,073,771	財政再建	産 炭
面 積 (km <sup>2</sup> )		133.09	基準財政需要額		11,958,136	不交付	過 疎
人口密度(人/km <sup>2</sup> )		485	標準財政規模		15,959,429	低開発	山 村
区 分	平成27年度 (千円)	平成26年度 (千円)	財政力指数 (合算)	25年度	0.684	新 産 工 特	
	1歳入総額	26,350,863		29,750,198	26年度	0.682	事務共同処理の状況
2歳出総額	25,559,651	29,167,343		27年度	0.675	後期高齢医療	消防
3歳入歳出差引額	791,212	582,855		3ヶ年平均	0.680	災害基金	
4翌年度繰越財源	15,392	48,683	実質収支比率	4.9	老人福祉施設		
5実質収支	775,820	534,172	公債費比率		自治会館管理		
6単年度収支	241,648	16,633	公債費負担比率	16.3	健全化判断比率(%)		
7積立金	963,574	794,214	起債制限比率		実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	0	積立金現在高	6,980,206	連結実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	0	0	地方債現在高	29,128,942	実質公債費比率	11.6	
10実質単年度収支	1,205,222	810,847	債務負担行為額	2,837,392	将来負担比率	60.2	
特 別 職			事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分 (H27.4.1現在)	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病 院	有	88,891	640,907	255
	市 長	H17.3.22	909,000	上 水 道 (簡水含む)	有	180,310	19,236
副市長	H17.3.22	740,000	工業用水道	有	38,442	840	9
教育長	H17.3.22	655,000	国民健康 保 険	無	151,204	640,076	11
議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	17,924	0	0
副議長	H17.3.22	402,000	介護保険 (保険勘定)	無	170,623	835,971	31
議 員	H17.3.22	370,000	後期高齢 医 療	無	1,111	240,529	3
			地方卸 売 場	無	150	9,961	0
			下 水 道	無	3,720	1,005,500	15
			農 業 集 落 水 排	無	102	60,600	0
			小 型 自 動 車 走 競	無	△932,202	0	4

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2						
入				出								
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 比 (%)		
地方税	9,986,336	37.9	9,438,269	61.1	人件費	3,783,693	14.8	3,490,036	3,416,902	20.4		
地方譲与税	197,402	0.7	197,402	1.3	うち職員給	2,613,484	10.2	2,360,658	2,360,133	14.1		
利子割交付金	19,134	0.1	19,134	0.1	扶助費	6,031,112	23.6	1,816,223	1,816,223	10.9		
配当割交付金	41,486	0.2	41,486	0.3	公債費	3,243,479	12.7	3,088,197	3,088,197	18.5		
株式等譲渡所得割交付金	40,633	0.2	40,633	0.3	内訳	元利償還金	3,240,753	12.7	3,085,471	3,085,471	18.5	
地方消費税	1,146,348	4.4	1,146,348	7.4		一時借入金利子	2,726	0.0	2,726	2,726	0.0	
ゴルフ場利用税	68,075	0.3	68,075	0.4	(義務的経費計)		(13,058,284)	(51.1)	(8,394,456)	(8,321,322)	(49.8)	
自動車取得税	40,395	0.2	40,395	0.3	物件費	2,970,619	11.6	2,368,824	2,171,266	13.0		
地方特例交付金	34,862	0.1	34,862	0.2	維持補修費	132,001	0.5	96,419	95,627	0.6		
地方交付税	5,076,905	19.3	4,379,390	28.4	補助費等	2,687,818	10.5	2,551,870	1,811,211	10.8		
内訳	普通交付税	4,379,390	16.6	4,379,390	28.4	積立金	1,056,894	4.1	1,051,425			
	特別交付税	697,515	2.6			投資及び出資金	924	0.0	124	0	0.0	
交通安全対策交付金	7,585	0.0	7,585	0.0	貸付金	249,904	1.0	904	904	0.0		
分担金及び負担金	291,391	1.1	0	0.0	繰出金	3,647,491	14.3	3,174,545	2,983,191	17.9		
使用料	406,315	1.5	20,739	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0				
手数料	178,691	0.7	14,219	0.1	小計	23,803,935	93.1	17,638,567	15,383,521	92.1		
国庫支出金	3,517,139	13.3			投資的経費	1,755,716	6.9	532,612		経常収支比率		
県支出金	1,643,675	6.2			うち人件費	35,066	0.1	35,066		(%)		
財産収入	45,782	0.2	0	0.0	普通建設事業費	1,729,517	6.8	525,640		92.1		
寄附金	7,683	0.0			内訳	補助事業	415,379	1.6	34,818		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率	
繰入金	88,443	0.3				単独事業	1,188,486	4.7	470,650			(%)
繰越金	582,855	2.2			県営事業負担金等	125,652	0.5	20,172		99.6		
諸収入	604,128	2.3	649	0.0	災害復旧事業費	26,199	0.1	6,972				
地方債	2,325,600	8.8			失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源		
合計	26,350,863	100.0	15,449,186	100.0	合計	25,559,651	100.0	18,171,179		(千円)		
目的別歳出				適用税率の状況		徴収率(%)			経常		15,449,186	
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計		18,962,391
議会費	226,602	0.9	226,602	市民税個人所得割税率 6.00%		市民税	99.0	34.0	96.7	歳出充当一般財源		(千円)
総務費	3,610,845	14.1	3,160,387	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.2	35.4	96.6	経常		15,383,521
民生費	9,714,187	38.0	4,728,862	1号 50,000	市民税合計		99.1	33.7	96.6	合計		18,171,179
衛生費	2,344,885	9.2	2,004,208	2号 120,000	市		税					
労働費	51,242	0.2	44,381	3号 130,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額		
農林水産業費	416,306	1.6	269,982	4号 150,000	市民税 (個人分)	2,765,044	27.7	0.6	2,730,068	0		
商工費	477,643	1.9	338,337	5号 160,000	市民税 (法人分)	1,251,993	12.5	7.2	918,309	214,652		
土木費	2,056,377	8.0	1,617,678	6号 400,000	固定資産税	4,777,151	47.8	△2.5	4,630,508	0		
消防費	1,003,004	3.9	996,471	7号 410,000	経自動車税	147,322	1.5	2.0	146,439	0		
教育費	2,388,882	9.4	1,689,102	8号 1,750,000	市たばこ税	490,425	4.9	△2.1	474,521			
災害復旧費	26,199	0.1	6,972	9号 3,000,000	特別土地保有税	0	0.0	-				
公債費	3,243,479	12.7	3,088,197	市民税法人税割	目的税	554,401	5.6	△3.0		0		
諸支出金	0	0.0	0	14.7% 平成26年10月以降開始事業年度 12.1%	入湯税	6,334	0.1	△3.4		0		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	固定資産税	都市計画税	548,067	5.5	△3.0				
特別区調整納付金				合計	合計	9,986,336	100.0	△0.5	8,899,845	214,652		

平成28年度  
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	28年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口		産 業 構 造			
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	区 分	第一次	第二次	第三次
	平成22年	64,550	18,881		平成27年国勢調査	912	9,005	17,819
	増減率(%)	△2.9	△6.0		平成22年国勢調査	3.3%	32.5%	64.2%
住民 基本 台帳	H29.3.31	63,777		財政力指数 (合算)	26年度	0.682	指定団体等の状況	
	H28.3.31	64,100			27年度	0.675	事務共同処理の状況	
面積(km <sup>2</sup> )	133.09			28年度	0.622	後期高齢医療 常備消防 災害基金 非常勤公務 災害		
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	471			3ヶ年平均	0.660	老人福祉施設 交通災害共済 自治会館管理		
区 分	平成28年度 (千円)	平成27年度 (千円)		実質収支比率	2.3	健全化判断比率(%)		
1歳入総額	31,105,337	26,350,863		公債費負担比率	15.3	実質赤字比率	-	
2歳出総額	30,683,450	25,559,651		起債制限比率		連結実質赤字比率	-	
3歳入歳出差引額	421,887	791,212		積立金現在高	8,667,493	実質公債費比率	10.3	
4翌年度繰越財源	15,225	15,392		地方債現在高	31,849,619	将来負担比率	55.0	
5実質収支	406,662	775,820		債務負担行為額	10,414,885			
6単年度収支	△369,158	241,648						
7積立金	390,097	963,574						
8繰上償還金	0	0						
9積立金取崩額	0	0						
10実質単年度収支	20,939	1,205,222						
特 別 職			事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病 院	有	△170,534	465,901	259	
(H28.4.1現在)			上 水 道 (簡水含む)	有	252,488	39,449	55	
市 長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	39,895	240	9	
副市長	H17.3.22	740,000	国民健康 保 險	無	282,435	623,171	12	
教 育 長	H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	8,149	0	0	
議 長	H17.3.22	460,000	介 護 保 險 (保険勘定)	無	164,814	840,612	35	
副議長	H17.3.22	402,000	後期高齢 医 療	無	506	250,265	2	
議 員	H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場 地 市	無	150	9,944	0	
			下 水 道	無	12,495	1,026,000	17	
			農 業 集 落 水 排	無	117	58,100	0	
			小 型 自 動 車 競	無	△1,087,757	0	4	

市町村名		山陽小野田市		類型		Ⅱ-2					
入				性 質 別 歳 出							
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,660,051	31.1	9,110,807	57.2	人件費	3,732,267	12.2	3,410,914	3,343,681	19.4	
地方譲与税	173,722	0.6	173,722	1.1	うち職員給	2,599,175	8.5	2,282,208	2,328,561	13.5	
利子割交付金	11,003	0.0	11,003	0.1	扶助費	6,153,094	20.0	1,717,579	1,717,426	10.0	
配当割交付金	24,754	0.1	24,754	0.2	公債費	3,120,687	10.2	2,973,137	2,972,437	17.3	
株式等譲渡所得割交付金	14,851	0.0	14,851	0.1	内訳	元利償還金	3,120,533	10.2	2,972,283	2,972,283	17.2
地方消費税	1,029,185	3.3	1,029,185	6.5		一時借入金利子	154	0.0	154	154	0.0
ゴルフ場利用税	65,147	0.2	65,147	0.4	(義務的経費計)		(13,006,048)	(42.4)	(8,101,630)	(8,033,544)	(46.6)
自動車取得税	34,471	0.1	34,471	0.2	物件費	3,093,862	10.1	2,462,645	2,128,437	12.4	
地方特例交付金	36,296	0.1	36,296	0.2	維持補修費	127,821	0.4	100,338	99,820	0.6	
地方交付税	6,038,041	19.5	5,378,416	33.8	補助費等	3,453,478	11.2	2,952,732	2,432,436	14.1	
内訳	普通交付税	5,378,416	17.4	5,378,416	33.8	積立金	1,781,784	5.8	1,472,914		
	特別交付税	659,625	2.1			投資及び出資金	23,482	0.1	82	0	0.0
交通安全対策交付金	7,606	0.0	7,606	0.0	貸付金	127,646	0.4	646	646	0.0	
交付金及び分担金	285,449	0.9	0	0.0	繰出金	3,683,756	12.0	3,211,833	3,036,785	17.6	
使用料	404,939	1.3	21,101	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	152,572	0.5	13,602	0.1	小計	25,297,877	82.4	18,302,820	15,731,668	91.3	
国庫支出金	3,667,947	11.8			投資的経費	5,385,573	17.6	764,847		経常収支比率	
県支出金	1,675,477	5.4			うち人件費	81,107	0.3	81,107		(%)	
財産収入	89,162	0.3	0	0.0	普通建設事業費	5,340,508	17.3	762,319		91.3	
寄附金	41,683	0.1			内訳	補助事業	531,136	1.7	52,411		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率
繰入金	94,514	0.3				単独事業	4,673,789	15.2	664,686		(%)
繰越金	791,212	2.5			県営事業負担金等	135,583	0.4	45,222			
諸収入	1,232,622	4.0	65	0.0	災害復旧事業費	45,065	0.1	2,528		98.8	
地方債	5,574,633	17.9			失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源	
合計	31,105,337	100.0	15,921,026	100.0	合計	30,683,450	100.0	19,067,667		(千円)	
目的別歳出				適用税率の状況		徴収率 (%)			経常 15,921,026		
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区 分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計 19,489,554	
議会費	206,947	0.7	206,929	市民税個人所得割税率 6.00%		市民税	99.1	36.8	96.9	歳出充当一般財源 (千円)	
総務費	2,840,325	9.3	2,501,454	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.3	25.1	96.9		
民生費	10,011,477	32.6	4,817,540	1号 50,000	市 税						
衛生費	2,255,005	7.3	1,840,884	2号 120,000	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額	
労働費	83,015	0.3	65,156	3号 130,000	市民税(個人分)	2,772,166	28.7	0.3	2,712,864	0	
農林水産業費	433,137	1.4	285,215	4号 150,000	市民税(法人分)	869,458	9.0	△ 30.6	1,074,271	135,852	
商工費	399,355	1.3	211,986	5号 160,000	固定資産税	4,815,882	49.9	0.8	4,626,007	0	
土木費	2,035,230	6.6	1,691,602	6号 400,000	経自動車税	168,468	1.7	14.4	169,261	0	
消防費	1,049,360	3.4	1,040,522	7号 410,000	市たばこ税	474,837	4.9	△ 3.2	477,712		
教育費	8,203,842	26.8	3,430,709	8号 1,750,000	特別土地保有税	3,510	0.0	-			
災害復旧費	45,065	0.1	2,528	9号 3,000,000	目的税	555,730	5.8	0.2		0	
公債費	3,120,692	10.2	2,973,142	市民税法人税割 12.1%		入湯税	6,486	0.1	2.4		
諸支出金	0	0.0	0	固定資産税 1.40%		都市計画税	549,244	5.7	0.2		
前年度繰上充用金	0	0.0	0			合計	9,660,051	100.0	△ 3.3	9,060,115	135,852
特別区調整納付金											

平成29年度  
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	II-2	
				ふりがな	さんようおのだし	29年度交付税 種地区分	I-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人口				産業構造				
				区分		第一次	第二次	第三次
国勢調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民基本台帳	H30.3.31	63,313		区分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H29.3.31	63,777		基準財政収入額		8,206,849	財政再建	産炭
面積(km <sup>2</sup> )		133.09		基準財政需要額		13,364,068	不交付	過疎
人口密度(人/km <sup>2</sup> )		471		標準財政規模		17,219,266	低開発	山村
区分		平成29年度 (千円)	平成28年度 (千円)	財政力指数 (合算)	27年度	0.675	新産工特	
1歳入総額		32,884,190	31,105,337		28年度	0.622	事務共同処理の状況	
2歳出総額		31,776,886	30,683,450		29年度	0.614	後期高齢医療	常備消防
3歳入歳出差引額		1,107,304	421,887		3ヶ年平均	0.637	災害基金	非常勤公務 災害
4翌年度繰越財源		690,005	15,225	実質収支比率		2.4	交通災害共済	自治会館管理
5実質収支		417,299	406,662	公債費比率				
6単年度収支		10,637	△369,158	公債費負担比率		14.0	健全化判断比率(%)	
7積立金		216,056	390,097	起債制限比率			実質赤字比率	-
8繰上償還金		0	0	積立金現在高		7,598,731	連結実質赤字比率	-
9積立金取崩額		847,585	0	地方債現在高		35,444,911	実質公債費比率	9.8
10実質単年度収支		△620,892	20,939	債務負担行為額		3,616,212	将来負担比率	70.8
特別職				事業名	法適	収支額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職員数 (人)
区分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病院	有	212,196	802,532	265
(H29.4.1現在)				上水道 (簡水含む)	有	211,699	32,484	60
市長	H17.3.22	909,000		工業用水道	有	38,870	40	9
副市長	H17.3.22	740,000		国民健康 保	無	167,425	588,033	14
教育長	H17.3.22	655,000		駐車場	無	3,355	0	0
議長	H17.3.22	460,000		介護保険 (保険勘定)	無	238,096	869,879	33
副議長	H17.3.22	402,000		後期高齢 者療	無	503	260,830	2
議員	H17.3.22	370,000		地方卸 売場	無	150	6,605	0
				下水道	無	3,682	1,063,000	18
				農業集 落水	無	163	57,700	0
				小型自動 車走	無	△1,262,313	0	4

市町村名		山陽小野田市		類型		Ⅱ-2					
歳入				性 質 別 歳 出							
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,987,206	30.4	9,436,010	57.8	人 件 費	3,819,658	12.0	3,502,375	3,415,071	19.3	
地方譲与税	175,333	0.5	175,333	1.1	うち職員給	2,632,664	8.3	2,321,879	2,353,806	13.3	
利子割交付金	20,032	0.1	20,032	0.1	扶 助 費	6,281,016	19.8	1,806,899	1,806,899	10.2	
配当割交付金	36,825	0.1	36,825	0.2	公 債 費	2,991,735	9.4	2,851,697	2,851,697	16.2	
株式等譲渡所得割交付金	39,109	0.1	39,109	0.2	内 訳	元利償還金	2,991,223	9.4	2,851,185	2,851,185	16.1
地方消費税	1,057,878	3.2	1,057,878	6.5		一時借入金利子	512	0.0	512	512	0.0
ゴルフ場利用税	65,774	0.2	65,774	0.4	(義務的経費計)		(13,092,409)	(41.2)	(8,160,971)	(8,073,667)	(45.7)
自動車取得税	48,131	0.2	48,131	0.3	物 件 費	2,924,978	9.2	2,300,563	2,121,528	12.0	
地方特例交付金	39,563	0.1	39,563	0.3	維持補修費	108,623	0.3	78,917	78,917	0.4	
地方交付税	5,980,097	18.2	5,359,918	32.9	補助費等	4,365,853	13.7	4,177,934	2,558,214	14.5	
内 訳	普通交付税	5,359,918	16.3	5,359,918	32.9	積立金	337,349	1.1	293,057		
	特別交付税	620,179	1.9			投資及び出資金	9,613	0.0	0	0	0.0
交通安全対策金	7,177	0.0	7,177	0.0	貸付金	141,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び金	294,567	0.9	0	0.0	繰出金	3,728,202	11.7	3,269,550	3,117,258	17.7	
使用料	408,989	1.2	21,316	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	134,442	0.4	11,312	0.1	小 計	24,708,027	77.7	18,280,992	15,949,584	90.3	
国庫支出金	3,636,544	11.1			投資的経費	7,068,859	22.3	976,263			
県支出金	2,062,661	6.3			うち人件費	103,155	0.3	103,155		(%)	
財産収入	34,886	0.1	0	0.0	普通建設事業費	7,068,859	22.3	976,263		90.3	
寄附金	44,983	0.1			内 訳	補助事業	950,544	3.0	65,695		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率
繰入金	1,406,133	4.3				単独事業	5,991,164	18.9	863,265		(%)
繰越金	421,887	1.3				県営事業負担金等	127,151	0.4	47,303		97.7
諸収入	620,915	1.9	33	0.0		災害復旧事業費	0	0.0	0		歳入一般財源
地方債	6,361,058	19.3			失業対策事業費	0	0.0	0		(千円)	
合 計	32,884,190	100.0	16,318,411	100.0	合 計	31,776,886	100.0	19,257,255		16,318,411	
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		徴 収 率 (%)			経 常 16,318,411		
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500		区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計	合 計 20,364,559	
議会費	204,140	0.6	204,140	市民税個人所得割税率 6.00%		市民税	99.2	36.7	97.4	(千円)	
総務費	2,726,384	8.6	2,381,271	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.4	18.2	97.1	経 常 15,949,584	
民生費	10,178,593	32.0	4,749,216	1号 50,000	市民税合計	99.3	25.7	97.2	合 計 19,257,255		
衛生費	2,829,750	8.9	2,137,077	2号 120,000	市 税						
労働費	58,747	0.2	52,314	3号 130,000	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額	
農林水産業費	514,083	1.6	296,996	4号 150,000	市民税 (個人分)	2,808,968	28.1	1.3	2,766,287	0	
商工費	333,403	1.1	178,917	5号 160,000	市民税 (法人分)	957,287	9.6	10.1	766,208	152,583	
土木費	2,360,160	7.4	1,709,962	6号 400,000	固定資産税	5,042,916	50.5	4.7	4,890,497	0	
消防費	1,008,513	3.2	995,309	7号 410,000	軽自動車税	173,896	1.7	3.2	175,105	0	
教育費	8,571,378	27.0	3,700,356	8号 1,750,000	市たばこ税	446,181	4.5	△ 6.0	479,747		
災害復旧費	0	0.0	0	9号 3,000,000	特別土地 保有税	0	0.0	-			
公債費	2,991,735	9.4	2,851,697	市民税法人税割 12.1%	目的税	557,958	5.6	0.4		0	
諸支出金	0	0.0	0	固定資産税 1.40%	入湯税	6,762	0.1	4.3		0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0		都市計画税	551,196	5.5	0.4			
特別区調整納付金					合 計	9,987,206	100.0	3.4	9,077,844	152,583	

平成30年度  
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	30年度交付税 種地区分	Ⅰ-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			産 業 構 造							
人口集中 地区人口			区 分		第一次	第二次	第三次			
国勢 調査	平成27年	62,671	就業人口	平成27年国勢調査	912	9,005	17,819			
	平成22年	64,550		平成22年国勢調査	3.3%	32.5%	64.2%			
	増減率(%)	△ 2.9			936	9,569	18,055			
		△ 6.0			3.3%	33.5%	63.2%			
住民 基本 台帳	H31.3.31	62,836	区 分		(千円、%)		指定団体等の状況			
	H30.3.31	63,313	基準財政収入額		8,449,680	財政再建 産 炭				
面 積 (km <sup>2</sup> )	133.09		基準財政需要額		13,710,438	不交付 過 疎				
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	471		標準財政規模		17,442,589	低開発 山 村				
区 分	平成30年度	平成29年度	財政力指数 (合算)	28年度	0.622	新 産 工 特				
	(千円)	(千円)		29年度	0.614	事務共同処理の状況				
1歳入総額	32,444,444	32,884,190		30年度	0.616	後期高齢医療 常備消防				
2歳出総額	31,256,171	31,776,886		3ヶ年平均	0.617	災害基金 非常勤公務 災害				
3歳入歳出差引額	1,188,273	1,107,304		実質収支比率	6.5	交通災害共済 自治会館管理				
4翌年度繰越財源	51,446	690,005	公債費比率	13.7		健全化判断比率 (%)				
5実質収支	1,136,827	417,299	起債制限比率			実質赤字比率		-		
6単年度収支	719,528	10,637	積立金現在高	8,074,550	連結実質赤字比率		-			
7積立金	503,387	216,056	地方債現在高	38,928,469	実質公債費比率		8.9			
8繰上償還金	0	0	債務負担行為額	5,249,533	将来負担比率		74.0			
9積立金取崩額	0	847,585	特 別 職		事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
10実質単年度収支	1,222,915	△ 620,892	区 分	改定実施 年月日						平均給料 報酬月額 (円)
			(H30.4.1現在)			病 院	有	△ 203,855	450,247	265
			市 長	H17.3.22	909,000	上 水 道 (簡水含む)	有	72,390	22,394	58
			副市長	H17.3.22	740,000	工業用水道	有	20,453	360	9
			教育長	H17.3.22	655,000	国民健康 保	無	115,554	564,753	14
			議 長	H17.3.22	460,000	駐 車 場	無	9,280	0	0
			副議長	H17.3.22	402,000	介護保険 (保険勘定)	無	227,349	857,660	35
			議 員	H17.3.22	370,000	後期高齢者 医療	無	787	266,308	2
						地方卸売 市場	無	150	6,864	0
						下 水 道	無	39,974	1,119,000	18
						農 業 集 落 水 排	無	7,385	58,211	0
						小 型 自 動 車 走 競	無	△ 1,253,560	0	4



市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
入				性 質 別 歳 出							
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常收支 率 (%)	
地 方 税	10,528,795	32.5	9,988,296	59.0	人 件 費	3,743,671	12.0	3,449,328	3,364,812	18.5	
地方譲与税	172,980	0.5	172,980	1.0	うち職員給	2,593,206	8.3	2,310,836	2,330,774	12.8	
利子割交付金	19,821	0.1	19,821	0.1	扶 助 費	6,020,422	19.3	1,741,660	1,741,660	9.6	
配当割交付金	28,173	0.1	28,173	0.2	公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438	2,753,438	15.2	
株式等譲渡所得割交付金	25,574	0.1	25,574	0.2	内 訳	元利償還金	2,886,425	9.2	2,752,672	2,752,672	15.2
地方消費税	1,104,100	3.4	1,104,100	6.5	一時借入金利子	766	0.0	766	766	0.0	
ゴルフ場利用税	64,574	0.2	64,574	0.4	( 義務的経費 計 )	(12,651,284)	(40.5)	(7,944,426)	(7,859,910)	(43.3)	
自動車取得税	52,082	0.2	52,082	0.3	物 件 費	3,068,507	9.8	2,433,814	2,277,652	12.6	
地方特例交付金	48,440	0.1	48,440	0.3	維持補修費	106,992	0.3	89,470	89,333	0.5	
地方交付税	6,002,739	18.5	5,370,132	31.8	補助費等	3,919,736	12.5	3,563,864	3,264,841	18.0	
内 訳	普通交付税	5,370,132	16.6	5,370,132	31.8	積 立 金	832,840	2.7	724,442		
	特別交付税	632,607	1.9			投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
交通安全対策交付金	6,211	0.0	6,211	0.0	貸 付 金	155,000	0.5	0	0	0.0	
分担金	291,263	0.9	0	0.0	繰 出 金	3,769,623	12.1	3,329,781	3,172,105	17.5	
使用料	398,168	1.2	21,262	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	131,600	0.4	13,647	0.1	小 計	24,503,982	78.4	18,085,797	16,663,841	91.8	
国庫支出金	3,470,331	10.7			投 資 的 経 費	6,752,189	21.6	789,437		経常收支比率	
県支出金	1,678,606	5.2			うち人件費	86,101	0.3	86,101		(%)	
財産収入	108,785	0.3	0	0.0	普通建設事業費	6,735,523	21.5	787,860		91.8	
寄附金	109,949	0.3			内 訳	補助事業	797,841	2.5	67,632		減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常收支比率
繰入金	357,048	1.1				単独事業	5,798,101	18.6	677,396		(%)
繰越金	1,107,304	3.4				県営事業 負担金等	139,581	0.4	42,832		
諸収入	563,548	1.8	29	0.0		災害復旧事業費	16,666	0.1	1,577		98.5
地方債	6,174,353	19.0				失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源
合 計	32,444,444	100.0	16,915,321	100.0	合 計	31,256,171	100.0	18,875,234		(千円)	
目 的 別 歳 出				適用税率の状況		徴 収 率 (%)			経 常 16,915,321		
区 分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	3,500	区 分	現年課税分	滞 納 繰越分	合 計	合 計 20,063,507	
議 会 費	231,265	0.8	230,824	市民税個人所得割税率	6.00%	市 民 税	99.4	39.1	98.0	歳出充当一般財源	
総 務 費	3,128,329	10.0	2,683,538	市民税法人均等割(円)		固定資産税	99.5	29.3	98.0	(千円)	
民 生 費	9,750,748	31.2	4,735,903	1号	50,000	市 税 合 計	99.4	33.5	98.0	経 常 16,663,841	
衛 生 費	2,915,917	9.3	1,840,085	2号	120,000	市 税				合 計 18,875,234	
労 働 費	56,335	0.2	46,018	3号	130,000	区 分	決算額	構成比	増 減 率	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額
農 林 水 産 業 費	442,630	1.4	306,485	4号	150,000		(千円)	(%)	(%)	(千円)	(千円)
商 工 費	279,351	0.9	99,929	5号	160,000	市 民 税 (個人分)	2,886,671	27.4	2.8	2,834,876	0
土 木 費	2,409,087	7.7	1,780,178	6号	400,000	市 民 税 (法人分)	1,309,492	12.4	36.8	844,897	223,168
消 防 費	1,029,252	3.3	1,023,645	7号	410,000	固定資産税	5,165,869	49.1	2.4	5,001,812	0
教 育 費	8,109,400	25.9	3,373,614	8号	1,750,000	経自動車税	180,489	1.7	3.8	180,157	0
災 害 復 旧 費	16,666	0.1	1,577	9号	3,000,000	市たばこ税	438,337	4.2	△ 1.8	443,903	
公 債 費	2,887,191	9.2	2,753,438	市民税法人税割	12.1%	特別土地 保有税	0	0.0	-		
諸 支 出 金	0	0.0	0	固定資産税	1.40%	目的税	547,937	5.2	△ 1.8		0
前年度繰上充用金	0	0.0	0			入 湯 料	7,438	0.1	10.0		0
特別区調整納付金						市 民 税 面 税	540,499	5.1	△ 1.9		
合 計	31,256,171	100.0	18,875,234			合 計	10,528,795	100.0	5.4	9,305,645	223,168



## 時間外勤務手当 普通会計ベース

(単位千円)

年度	H28年度	H29年度	H30年度
時間外勤務手当	73,177	89,817	78,431

## 過去5年間の職員数推移

## 正規職員数

年度	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	483	476	474	474	474	473
病院局	189	193	193	190	195	193
水道局	61	60	59	59	59	57
計	733	729	726	723	728	723

## 臨時職員数

年度	平26	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	188	196	195	191	190	204
病院局	51	67	72	79	83	78
水道局	7	6	7	7	6	4
計	246	269	274	277	279	286

## 嘱託職員数

年度	平26	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	0	0	0	0	0	0
病院局	19	20	22	22	20	16
水道局	0	0	0	0	0	0
計	19	20	22	22	20	16

## 再任用職員数

年度	平26	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	7	11	15	19	16	17
病院局	0	0	1	1	1	6
水道局	2	2	4	2	0	2
計	9	13	20	22	17	25

## 任期付職員数

年度	平26	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	57	59	74	84	78	82
病院局	0	0	0	0	0	1
水道局	0	0	0	0	0	0
計	57	59	74	84	78	83

## 総数

年度	平26	平27	平28	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
市長部局	735	742	758	768	758	776
病院局	259	280	288	292	299	294
水道局	70	68	70	68	65	63
計	1,064	1,090	1,116	1,128	1,122	1,133

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
6,011,276	6,980,206	8,667,493	7,598,731	8,074,550

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
29,734,142	29,128,942	31,849,619	35,444,911	38,928,469

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	1,125,823	1,064,815	9,119,127	2,573,082	2,323,645
債務保証・損失補償に係るもの					
その他	1,960,065	1,772,577	1,295,758	1,043,130	2,925,888
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	3,085,888	2,837,392	10,414,885	3,616,212	5,249,533

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病院	1,500,487	640,907	465,901	802,532	450,247
上水道 (簡水含む)	21,452	19,236	39,449	32,484	22,394
工業用水道	440	840	240	40	360
国民健康保険	559,815	640,076	623,171	588,033	564,753
駐車場					
介護保険 (保険勘定)	801,000	835,971	852,111	881,255	869,075
後期高齢者 医療	1,084,963	1,095,383	1,114,430	1,131,609	1,151,720
地方卸売市場	11,524	9,961	9,944	6,605	6,864
下水道	975,300	1,005,500	1,026,000	1,063,000	1,119,000
農業集落排水	59,351	60,600	58,100	57,700	58,211
小型自動車 競					

※繰出金のほか出資金等を含む。

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
3,095,408	328,129	2,930,800	309,953	2,853,956	266,577	2,765,766	225,457	2,690,795	195,630

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
42,156,166	41,990,671	40,758,895	38,890,905	36,924,351

一般会計決算に関する資料

9 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合 計
摘要							
市有地売払い	件数	3 件	3 件	6 件	5 件	8 件	25 件
	金額	28,259,771 円	8,440,360 円	29,221,125 円	2,962,510 円	10,108,815 円	78,992,581 円
一般競争入札	件数	0 件	2 件	0 件	0 件	1 件	3 件
	金額	0 円	20,009,500 円	0 円	0 円	82,888,880 円	102,898,380 円
法定外公共物 売払い	件数	7 件	4 件	5 件	5 件	4 件	25 件
	金額	6,833,084 円	1,520,075 円	916,270 円	16,681,054 円	748,267 円	26,698,750 円
山林売払い	件数	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
	金額	0 円	0 円	0 円	0 円	14,838 円	14,838 円
合 計	件数	10 件	9 件	11 件	10 件	14 件	54 件
	金額	35,092,855 円	29,969,935 円	30,137,395 円	19,643,564 円	93,760,800 円	208,604,549 円



10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託料	2,793,770	3,075,537	3,201,294	3,208,250	3,300,249
うち、清掃委託料	16,716	21,299	24,545	24,947	23,988
うち、警備委託料	60,662	62,820	63,507	64,620	65,023
うち、設備保守委託料	39,928	39,210	40,365	42,566	45,295

1.1. 5年間の物件費のうち賃金の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
238,259	257,236	253,911	266,023	264,625

## 12. 法人市民税「資本金等の額、従業員数」ランク別法人数(5年間)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	20	21	20	17	15
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	2	2	2	3	5
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	85	85	78	77	81
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	11	11	10	8	10
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	58	56	58	68	63
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を越える法人	25	27	27	28	27
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	223	219	219	209	209
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	15	14	13	16	15
その他の法人等	830	835	838	843	839
合 計	1,269	1,270	1,265	1,269	1,264

### 13. 市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)

平成26年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,899,528	170,745	4,070,273	3,860,101	53,420	3,913,521	99.0	31.3	96.1
個人	2,733,651	166,958	2,900,609	2,695,258	51,911	2,747,169	98.6	31.1	94.7
法人	1,165,877	3,787	1,169,664	1,164,843	1,509	1,166,352	99.9	39.8	99.7
2 固 定 資 産 税	4,877,778	233,569	5,111,347	4,836,928	62,451	4,899,379	99.2	26.7	95.9
3 軽 自 動 車 税	144,810	12,698	157,508	141,392	3,015	144,407	97.6	23.7	91.7
4 市 た ば こ 税	501,196	0	501,196	501,196	0	501,196	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,558	0	6,558	6,558	0	6,558	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	561,117	38,942	600,059	554,015	10,889	564,904	98.7	28.0	94.1
合 計	9,990,987	455,954	10,446,941	9,900,190	129,775	10,029,965	99.1	28.5	96.0

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成27年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	4,004,446	149,968	4,154,414	3,964,479	50,968	4,015,447	99.0	34.0	96.7
個人	2,752,416	146,981	2,899,397	2,713,625	49,868	2,763,493	98.6	33.9	95.3
法人	1,252,030	2,987	1,255,017	1,250,854	1,100	1,251,954	99.9	36.8	99.8
2 固 定 資 産 税	4,741,875	204,723	4,946,598	4,704,614	72,402	4,777,016	99.2	35.4	96.6
3 軽 自 動 車 税	147,627	11,405	159,032	144,599	2,710	147,309	97.9	23.8	92.6
4 市 た ば こ 税	490,425	0	490,425	490,425	0	490,425	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,334	0	6,334	6,334	0	6,334	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,754	33,845	579,599	539,454	8,613	548,067	98.8	25.4	94.6
合 計	9,936,461	399,941	10,336,402	9,849,905	134,693	9,984,598	99.1	33.7	96.6

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成28年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計	現 年	滞 繰	合 計
1 市 民 税	3,626,637	130,410	3,757,047	3,590,388	47,871	3,638,259	99.0	36.7	96.8
個人	2,757,521	127,687	2,885,208	2,722,491	47,105	2,769,596	98.7	36.9	96.0
法人	869,116	2,723	871,839	867,897	766	868,663	99.9	28.1	99.6
2 固 定 資 産 税	4,809,179	158,846	4,968,025	4,775,782	39,867	4,815,649	99.3	25.1	96.9
3 軽 自 動 車 税	169,492	10,599	180,091	165,340	3,081	168,421	97.6	29.1	93.5
4 市 た ば こ 税	474,837	0	474,837	474,837	0	474,837	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	3,510	3,510	0	3,510	3,510	0.0	100.0	100.0
6 入 湯 税	6,522	0	6,522	6,486	0	6,486	99.4	0.0	99.4
7 都 市 計 画 税	547,128	29,423	576,551	541,379	7,864	549,243	98.9	26.7	95.3
合 計	9,633,795	332,788	9,966,583	9,554,212	102,193	9,656,405	99.2	30.7	96.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

### 13. 市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)

平成29年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 納	繰 合 計	現 年	滞 納	繰 合 計	現 年	滞 納	繰 合 計
1 市 民 税	3,755,556	112,753	3,868,309	3,721,853	41,365	3,763,218	99.1	36.7	97.3
個人	2,798,682	109,739	2,908,421	2,765,986	40,154	2,806,140	98.8	36.6	96.5
法人	956,874	3,014	959,888	955,867	1,211	957,078	99.9	40.2	99.7
2 固 定 資 産 税	5,046,507	146,874	5,193,381	5,015,463	26,711	5,042,174	99.4	18.2	97.1
3 軽 自 動 車 税	174,755	10,462	185,217	171,073	2,778	173,851	97.9	26.6	93.9
4 市 た ば こ 税	446,180	0	446,180	446,180	0	446,180	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,725	37	6,762	6,725	37	6,762	100.0	100.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,044	26,387	577,431	546,024	5,172	551,196	99.1	19.6	95.5
合 計	9,980,767	296,513	10,277,280	9,907,318	76,063	9,983,381	99.3	25.7	97.1

※ 決算額は還付未済額を除く。

平成30年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現 年	滞 納	繰 合 計	現 年	滞 納	繰 合 計	現 年	滞 納	繰 合 計
1 市 民 税	4,183,365	100,219	4,283,584	4,153,124	39,233	4,192,357	99.3	39.1	97.9
個人	2,877,473	97,660	2,975,133	2,847,775	38,390	2,886,165	99.0	39.3	97.0
法人	1,305,892	2,559	1,308,451	1,305,349	843	1,306,192	100.0	32.9	99.8
2 固 定 資 産 税	5,156,756	112,978	5,269,734	5,132,744	33,060	5,165,804	99.5	29.3	98.0
3 軽 自 動 車 税	180,682	10,661	191,343	177,229	3,247	180,476	98.1	30.5	94.3
4 市 た ば こ 税	438,337	0	438,337	438,337	0	438,337	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,438	0	7,438	7,438	0	7,438	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	538,979	18,260	557,239	534,877	5,621	540,498	99.2	30.8	97.0
合 計	10,505,557	242,118	10,747,675	10,443,749	81,161	10,524,910	99.4	33.5	97.9

※ 決算額は還付未済額を除く。

14. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位；千円)

26年度	1,501,636
27年度	1,480,157
28年度	1,480,421
29年度	1,540,028
30年度	1,546,948

15. 図書館及び学校図書館の図書購入費状況（5年間）

（単位：円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館	7,301,139	8,081,686	7,427,465	7,381,933	7,831,963
厚狭図書館	2,689,768	3,455,000	2,495,781	2,703,934	3,204,946
小計	9,990,907	11,536,686	9,923,246	10,085,867	11,036,909
小学校	2,978,300	2,738,666	3,154,812	3,153,296	2,751,552
中学校	2,731,590	2,465,640	2,667,745	2,606,755	2,414,248
小計	5,709,890	5,204,306	5,822,557	5,760,051	5,165,800
合計	15,700,797	17,246,576	15,127,552	15,908,424	16,796,960

16. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（平成30年度）

学校名	項目	要 望 件 数			実施件数 D (E+F)	実施率(%) G (D/A)
		A (B+C)	うち当初要 望件数	うち追加要望 件数		
			B	C		
小 学 校	有 帆	56	6	50	56	100.0
	高千帆	50	10	40	45	90.0
	高 泊	22	5	17	20	90.9
	小野田	56	6	50	54	96.4
	須 恵	65	4	61	64	98.5
	赤 崎	78	4	74	75	96.2
	松原分校	14	2	12	13	92.9
	本 山	68	11	57	63	92.6
	厚 狭	249	14	235	220	88.4
	厚 陽	78	17	61	66	84.6
	出 合	65	11	54	57	87.7
	埴 生	34	4	30	32	94.1
	津布田	45	6	39	40	88.9
	計	880	100	780	805	91.5
中 学 校	高千帆	126	7	119	124	98.4
	小野田	74	15	59	66	89.2
	竜 王	39	8	31	37	94.9
	厚 狭	173	15	158	143	82.7
	埴 生	46	6	40	37	80.4
	厚 陽	15	5	10	14	93.3
	計	473	56	417	421	89.0
合 計	1,353	156	1,197	1,226	90.6	



17. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：人）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名	区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）						
		28年度		29年度		30年度		28年度		29年度		30年度		
		利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	
小学校	有帆	有料	26	379	24	360	24	360						
		無料	286	9,589	331	9,906	294	9,939	145	6,115	221	9,324	142	6,251
	高千帆	有料	39	488	42	504	37	444						
		無料	201	3,998	214	4,422	196	4,414	204	8,665	178	8,674	157	8,181
	高泊	有料	118	1,189	140	1,568	85	739						
		無料	296	5,640	376	9,792	347	6,872	248	5,303	267	6,729	322	6,544
	小野田	有料	18	228	47	575	58	580						
		無料	172	3,524	190	4,100	182	3,353	172	4,619	165	3,979	167	4,462
	須恵	有料	136	2,208	152	2,368	150	2,304						
		無料	257	7,406	265	8,826	300	13,391	313	10,870	313	11,244	263	12,093
	赤崎	有料	72	740	95	924	73	730						
		無料	106	1,979	131	3,505	126	3,990	180	6,357	208	7,185	184	6,597
	本山	有料	86	1,290	62	953	19	205						
		無料	105	2,503	99	2,435	126	2,822	291	12,940	279	13,738	274	12,890
	厚狭	有料	84	1,697	84	1,380	106	1,816						
		無料	254	5,569	300	6,071	330	7,056	171	9,571	168	8,880	165	9,950
	厚陽	有料	93	1,505	120	1,954	106	1,717						
		無料	143	3,006	170	4,072	172	3,680	145	10,360	153	11,678	170	4,616
	出合	有料	11	224										
		無料	131	2,600	134	2,828	138	3,236	207	5,110	205	4,694	206	5,067
壇生	有料			1	12	1	68							
	無料	219	3,047	201	3,290	302	5,968	44	1,915	52	1,745	38	1,478	
津布田	有料	13	164			13	149							
	無料	216	4,243	137	3,221	196	3,737	9	220					
計	有料	696	10,112	767	10,598	150	2,304							
	無料	2,386	53,104	2,548	62,468	300	13,391	2,129	82,045	2,209	87,870	263	12,093	
中学校	高千帆	有料	230	2,496	225	2,375	214	2,314						
		無料	176	3,842	138	2,592	21	520			1	50	1	21
	小野田	有料	412	6,710	401	7,076	414	7,214						
		無料	61	1,750	87	1,865	53	1,540					2	40
	竜王	有料	197	2,750	177	3,987	174	2,701						
		無料	38	2,277	12	2,686	116	2,322	1	200				
	厚狭	有料	96	1,982	75	1,810	88	2,148						
		無料	74	585	68	884	87	1,131						
	壇生	有料	61	812	56	675	87	1,014						
		無料	13	192	13	244	11	204	1	100			4	72
	厚陽	有料	48	849	74	1,239	51	986						
		無料	18	322	82	838	94	1,221	2	34	14	266	26	515
	計	有料	1,044	15,599	1,008	17,162								
		無料	380	8,968	400	9,109			4	334	15	316		
	合計	有料	1,740	25,711	1,775	27,760	150	2,304						
		無料	2,766	62,072	2,948	71,577	300	13,391	2,133	82,379	2,224	88,186	263	12,093

18. 5年間の就学援助利用者数、金額及び交付税算入額

(単位：人、円)

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
26年度		837	3,456	24.2%	17,082,492		415	1,707	24.3%	19,133,311	1,601,195	57,860,969		1,252	5,163	24.2%	95,677,967
27年度		783	3,360	23.3%	15,956,865		385	1,654	23.3%	18,482,374	1,187,620	53,269,843		1,168	5,014	23.3%	88,896,702
28年度		751	3,337	22.5%	15,202,769		407	1,651	24.7%	19,145,006	819,459	51,977,220		1,158	4,988	23.2%	87,144,454
29年度	120	698	3,277	21.3%	20,923,451	121	400	1,636	24.4%	27,646,388	446,820	50,287,656	241	1,098	4,913	22.3%	99,304,315
30年度	102	732	3,273	22.4%	17,749,799	117	412	1,597	25.8%	23,160,099	684,800	52,301,830	219	1,144	4,870	23.5%	93,896,528

28

	交付税算入額 (理論値)
26年度	14,736,000
27年度	13,841,000
28年度	13,536,000
29年度	13,302,000
30年度	12,197,000

19. 教育委員会所管の各施設の利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：件・人）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
有帆公民館	28	1,852	880	972	34,328	10,868	23,460
	29	2,117	1,164	953	31,899	10,538	21,361
	30	2,144	1,257	887	31,167	11,281	19,886
高千帆公民館	28	1,673	249	1,424	28,910	2,413	26,497
	29	1,691	309	1,382	26,688	2,320	24,368
	30	1,914	332	1,551	27,956	2,623	25,333
高泊公民館	28	2,330	1,227	1,103	23,714	7,126	16,597
	29	2,216	1,144	1,072	22,766	6,573	16,193
	30	2,248	1,147	1,101	25,085	7,013	18,072
小野田公民館	28	854	15	839	14,353	309	14,044
	29	815	0	815	11,723	0	11,723
	30	0	0	0	0	0	0
須恵公民館	28	1,460	467	993	20,071	5,172	14,899
	29	1,444	458	986	18,509	4,824	13,685
	30	1,804	626	1,178	25,355	7,409	17,946
赤崎公民館	28	1,559	618	941	30,087	10,602	18,016
	29	1,422	626	787	24,112	10,365	13,747
	30	1,627	696	931	26,137	10,554	15,583
本山公民館	28	1,298	402	896	19,928	3,676	16,252
	29	1,385	474	911	20,430	5,245	15,185
	30	1,532	611	921	21,383	6,936	14,447
厚狭公民館	28	2,685	722	1,963	39,772	10,129	29,643
	29	3,154	1,009	2,145	41,773	12,185	29,588
	30	3,395	951	2,444	44,877	12,103	32,774
厚陽公民館	28	863	271	592	11,304	2,351	8,953
	29	1,023	253	770	11,840	1,732	10,108
	30	1,016	153	863	11,088	1,243	9,845
出合公民館	28	739	210	529	11,148	2,371	8,777
	29	801	218	583	13,061	2,454	10,607
	30	707	121	586	11,707	1,986	9,721
埴生公民館	28	1,446	252	1,194	16,237	1,910	14,327
	29	1,273	165	1,108	14,543	1,306	13,237
	30	1,296	170	1,126	15,510	1,030	14,480
津布田会館	28	491	77	414	8,592	484	8,108
	29	501	104	397	8,845	693	8,152
	30	516	120	396	5,357	710	4,647
中央図書館	28	-	-	-	145,487	630	144,857
	29	-	-	-	145,326	1,109	144,217
	30	-	-	-	132,766	919	131,847
厚狭図書館	28	-	-	-	49,735	-	49,735
	29	-	-	-	43,670	-	43,670
	30	-	-	-	41,561	-	41,561
きらら交流館	28	89,018	88,702	316	159,706	149,283	10,423
	29	90,136	89,759	377	169,855	158,598	11,257
	30	86,066	85,647	419	154,979	140,683	14,296
青年の家	28	1,018	481	537	18,749	5,182	13,567
	29	1,015	546	469	18,041	5,365	12,676
	30	1,225	644	581	17,848	5,968	11,880
歴史民俗資料館	28	-	-	-	3,574	0	3,574
	29	-	-	-	4,545	0	4,545
	30	-	-	-	4,729	0	4,729

20. きらら交流館の収支状況 (5年間)

(単位：円)

	年度	収入	支出
きらら交流館	26	120,894,768	120,679,338
	27	122,921,717	122,011,705
	28	123,964,734	122,590,788
	29	122,321,340	122,146,877
	30	121,511,808	121,343,125

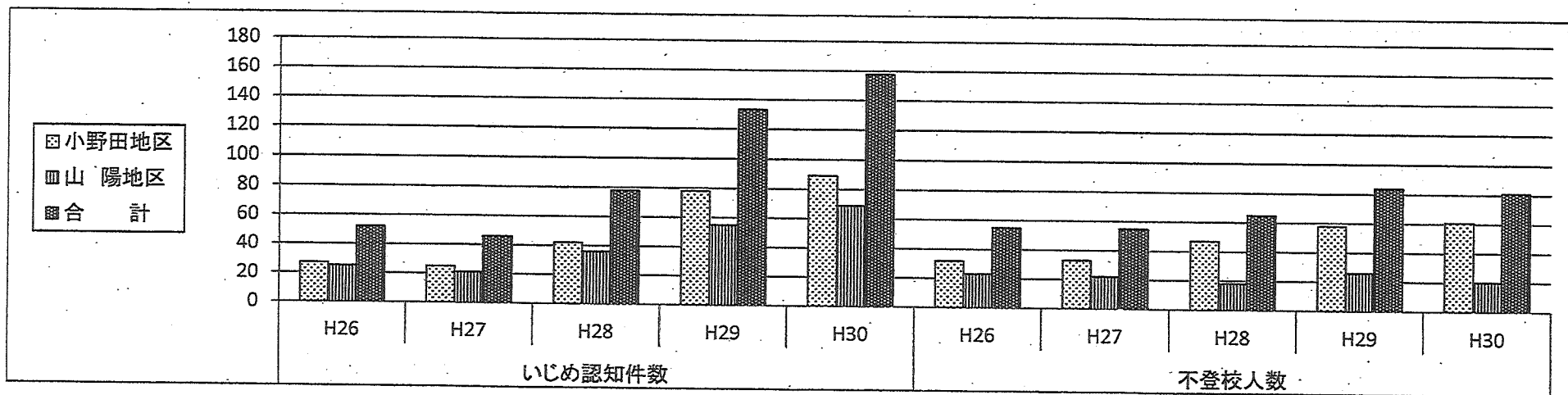
20 きららガラス未来館の収支状況

	年度	収入	支出
きらら ガラス未来館	26	39,220,568	36,903,473
	27	34,899,622	34,891,660
	28	34,506,149	34,526,219
	29	34,590,410	34,579,787
	30	34,686,985	34,671,291

2 1. いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区・山陽地区毎）推移

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
小野田地区小学校	10	15	17	25	48	9	7	7	11	10
小野田地区中学校	17	10	25	53	41	23	26	40	47	51
山陽地区小学校	16	13	16	19	30	4	3	1	6	6
山陽地区中学校	9	8	20	36	39	19	19	17	20	14
合計	52	46	78	133	158	55	55	65	84	81

	いじめ認知件数					不登校人数				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
小野田地区	27	25	42	78	89	32	33	47	58	61
山陽地区	25	21	36	55	69	23	22	18	26	20
合計	52	46	78	133	158	55	55	65	84	81



平成30年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名入札分）（税込金額）

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	33件	0件	33件	
	落札金額	616,471,560円	0円	616,471,560円	
	予定価格	693,309,240円	0円	693,309,240円	
	落札率	89.1%	0%	89.1%	
建築工事	件数	12件	0件	12件	
	落札金額	1,587,703,440円	0円	1,587,703,440円	
	予定価格	1,716,124,800円	0円	1,716,124,800円	
	落札率	92.2%	0%	92.2%	
電気工事	件数	6件	7件	13件	
	落札金額	172,897,200円	1,353,024,000円	1,525,921,200円	
	予定価格	198,366,840円	1,607,400,720円	1,805,767,560円	
	落札率	78.0%	90.7%	84.8%	
造園工事	件数	4件	1件	5件	
	落札金額	11,059,200円	2,570,400円	13,629,600円	
	予定価格	11,143,440円	2,585,520円	13,728,960円	
	落札率	99.1%	99.4%	99.1%	
管工事	件数	3件	0件	3件	
	落札金額	147,182,400円	0円	147,182,400円	
	予定価格	151,252,920円	0円	151,252,920円	
	落札率	79.6%	0%	79.6%	
その他	件数	9件	3件	12件	防水工事、解体工事、 機械器具設置工事 他
	落札金額	100,824,480円	13,500,000円	114,324,480円	
	予定価格	126,378,360円	13,951,440円	140,329,800円	
	落札率	77.6%	96.2%	82.2%	
合計	件数	67件	11件	78件	
	落札金額	2,636,138,280円	1,369,094,400円	4,005,232,680円	
	予定価格	2,896,575,600円	1,623,937,680円	4,520,513,280円	
	落札率	87.3%	93.0%	88.1%	

※ H30.4.1～H31.3.31 の指名競争入札執行分。  
 ※ 工事種別は、建設業法第2条の区分による。  
 ※ 落札率は、予定価格に対する比率。

23. 放課後子ども教室推進事業の利用実績（3年間）

（単位：人）

	28年度	29年度	30年度
厚狭小学校	440	439	277
厚陽小学校	298	679	400
埴生小学校	362	359	429
出合小学校	443	342	196
津布田小学校	241	187	212
合 計	1,784	2,006	1,514





【平成29年度】

【9月】

学校名	室名	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15
有帆小学校	6年1組	24.0			27.0	26.0	25.0	24.0	28.0			25.0	25.0	24.0	24.0	-
	5年1組	-			28.0	26.0	30.0	27.0	27.0			28.0	27.0	29.0	27.0	-
	4年1組	-			29.0	27.0	-	29.0	-			28.0	28.0	28.0	-	26.0
高千帆小学校	3年1組	29.1			27.4	27.2	29.1	28.8	29.3			28.8	29.0	29.6	27.7	26.8
	3年3組	29.4			28.8	28.8	30.1	29.7	29.5			29.6	30.4	30.2	29.8	27.5
	2年2組	27.8			27.1	27.1	29.6	28.9	29.6			28.2	29.2	29.0	28.6	26.7
	4年3組	29.3			27.7	27.6	30.4	28.7	28.8			27.9	26.7	26.7	22.7	26.7
	5年1組	28.4			25.4	25.7	33.2	33.2	33.4			27.8	28.3	28.8	27.6	25.8
	6年2組	32.7			30.6	27.7	30.0	30.2	30.2			30.4	30.3	30.6	-	-
高泊小学校	1年1組	-			-	-	-	-	-			-	-	-	-	-
	3年1組	-			27.0	25.0	29.0	27.0	27.0			28.0	28.0	29.0	27.0	25.0
	5年1組	-			-	-	-	-	-			-	-	-	-	-
小野田小学校	4年2組	-			32.0	32.0	31.0	33.0	32.0			31.0	34.0	30.0	32.0	32.0
	5年2組	-			32.0	32.0	32.0	31.0	32.0			31.0	34.0	33.0	33.0	32.0
須恵小学校	1年2組	29.0			26.5	25.6	29.7	27.2	28.5			27.4	28.5	28.4	27.4	25.1
	4年2組	-			-	-	-	-	-			28.1	-	-	-	-
	5年2組	-			27.9	28.9	-	26.7	28.8			28.0	29.6	30.0	-	26.5
	6年2組	-			-	25.0	29.1	26.7	27.9			-	28.6	29.3	27.7	24.6
	3年1組	-			27.0	27.2	28.6	28.0	28.9			28.9	29.0	-	28.1	26.3
	3年2組	-			27.5	26.0	28.5	27.9	28.5			28.1	29.0	-	28.1	26.1
	2年2組	-			-	-	-	-	-			-	-	-	-	-
赤崎小学校	6年2組	26.0			27.0	27.0	29.0	28.0	28.0			27.0	29.0	30.0	28.8	26.0
	4年1組	26.6			27.6	27.1	28.5	27.8	27.4			27.2	28.4	28.8	27.2	26.3
	2年1組	26.5			27.2	27.0	28.8	27.5	28.7			27.0	28.0	29.6	28.1	26.0
本山小学校	2年1組	-			27.0	26.6	29.1	28.5	28.6			28.7	29.0	29.1	28.7	26.4
	4年1組	-			27.4	27.5	29.5	28.5	28.3			29.0	29.3	29.4	28.8	26.1
	5年1組	-			27.5	25.3	30.0	28.9	29.0			28.7	29.3	29.1	27.8	25.9
厚狭小学校	1年3組	-			24.5	24.4	28.2	26.0	27.0			-	26.0	27.0	27.8	24.7
	3年3組	-			24.5	24.4	28.2	26.0	27.0			-	26.0	27.0	27.8	24.7
	4年3組	-			24.0	24.0	26.5	25.3	26.0			-	26.0	26.5	27.0	23.7
	6年3組	-			26.0	25.0	27.0	26.0	26.0			-	27.0	27.0	27.0	24.0
厚陽小学校	1年1組	29.6			27.0	25.7	29.5	27.1	29.5			-	29.5	30.3	28.6	25.5
	4年1組	27.5			26.5	24.9	29.6	27.5	28.6			-	28.1	29.5	28.3	26.0
出合小学校	1年1組	28.5			27.0	29.0	28.0	27.0	28.0			27.0	28.0	28.0	27.0	25.0
	2年1組	28.6			26.7	-	29.0	27.7	28.0			27.7	28.5	-	27.5	-
	4年1組	28.5			30.2	29.1	30.6	31.9	31.0			30.1	31.7	32.0	-	-
埴生小学校	3年1組	27.0			27.3	25.8	27.0	26.4	28.7			28.0	25.0	28.5	27.2	26.2
	2年1組	27.0			25.0	25.0	27.0	28.0	27.0			28.0	28.0	27.0	27.0	26.0
	6年1組	-			29.0	29.1	27.7	28.2	27.0			28.0	28.0	27.0	-	-
津布田小学校	2年	28.0			26.0	26.0	30.0	30.0	28.8			28.0	30.0	28.0	30.0	28.0
	6年	27.0			27.0	26.0	28.8	26.0	28.0			27.0	29.0	28.0	26.0	26.0
高千帆中学校	3年3組	28.4			27.3	26.5	29.1	27.6	28.0			-	28.9	28.9	27.0	25.0
	3年1組	27.2			28.2	26.0	29.6	28.2	27.6			-	28.6	29.4	28.5	25.5
	ひだまり3-B	28.0			27.1	25.4	29.4	-	-			-	29.3	30.2	27.9	26.0
	2年2組	29.1			27.7	24.9	24.9	28.6	29.3			-	29.4	30.0	28.3	26.5
	1年2組	30.8			32.0	29.0	29.6	29.3	29.4			-	29.9	30.8	28.0	26.6
小野田中学校	3年1組	30.0			26.0	27.0	29.0	29.0	-			-	29.0	30.0	28.0	25.0
	2年1組	30.3			27.2	27.1	30.9	29.0	-			-	30.1	30.2	28.0	25.9
	1年1組	30.3			27.2	27.1	30.7	29.0	-			-	30.1	30.2	28.0	25.9
竜王中学校	3年2組	24.0			23.5	23.7	23.3	27.1	23.4			-	23.4	23.3	24.7	23.0
	2年2組	27.0			25.0	25.0	27.5	27.5	27.5			-	28.7	28.7	27.1	25.6
	1年2組	26.6			26.5	27.7	25.3	27.9	27.5			-	27.6	27.7	25.8	24.9
厚狭中学校	3年3組	30.1			-	-	-	-	-			-	29.6	30.5	29.2	26.5
	2年3組	-			-	-	-	-	-			-	-	-	-	28.0
	1年3組	29.4			25.9	25.9	29.1	28.9	-			-	29.2	30.0	28.7	25.8
埴生中学校	3年1組	28.7			27.0	25.0	27.2	28.9	27.0			-	29.5	29.8	27.0	25.0
	1年2組	28.0			27.0	25.0	31.0	25.0	27.0	28.0		-	29.5	29.8	26.0	26.0
厚陽中学校	1年1組	27.8			26.4	25.9	27.5	27.3	26.8			-	28.4	28.7	26.5	26.2
松原分校	小学部1組	-			27.0	26.0	30.0	-	-			27.0	27.0	28.0	27.0	24.0
	中学部2組	-			26.5	25.0	28.0	36	27.0			27.0	27.0	28.0	27.0	24.0

## 【平成30年度】

【12月】

学校名	室名	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31			
高千帆中学校	1年5組			18.0	18.0	18.0	-	14.0			8.0	9.0	10.0	9.0	10.0			10.0	9.0	9.0	-	11.0													
	2年3組			18.0	19.0	17.0	17.0	15.0			12.0	11.0	-	-	-			11.0	11.0	8.0	13.0	14.0													
	2年5組			16.0	17.0	16.0	15.0	12.0			8.0	8.0	9.0	8.0	9.0			9.0	9.0	8.0	11.0	11.0													
	3年1組			-	-	16.0	-	14.0			14.0	11.0	9.0	9.0	10.0			9.0	10.0	9.0	12.0	-													
	3年5組			17.0	18.0	18.0	16.0	14.0			10.0	10.0	13.0	10.0	11.0			11.0	10.0	10.0	13.0	13.0													
小野田中学校	1年1組			16.0	18.0	18.0	16.0				10.0	10.0	10.0	12.0	9.0			10.0	10.0	14.0	12.0	10.0													
	2年3組			17.0	18.0	18.0	17.0				9.0	10.0	11.0	10.0	11.0			11.0	11.0	10.0	12.0	12.0													
	3年1組			16.0	17.0	16.0	16.0				9.0	10.0	10.0	9.0	10.0			10.0	9.0	7.0	12.0	11.0													
竜王中学校	1年1組			17.5	18.5	18.7	18.7	17.7			10.4	10.8	10.9	11.3	11.5			-11.5	11.8	11.5	12.6	12.7													
	2年1組			17.0	18.0		15.0	17.0			11.0	11.0	11.0	11.0	11.0			11.0	12.0	11.0	11.0	13.0													
	3年1組			17.0	18.0	18.0	18.0	16.0			11.0	12.0	12.0	12.0	12.0			12.0	12.0	12.0	13.0	13.0													
厚狭中学校	1年3組			14.0	14.0	14.0	14.0	13.0			12.0	13.0	11.0	10.0	11.0			11.0	11.0	11.0	11.0	11.0													
	2年4組			18.0	19.0	18.0	17.0	13.0			11.0	12.0	15.0	14.0	15.0			12.0	13.0	12.0	14.0	16.0													
埴生中学校	職員室			15.0	15.0	15.0	15.0	13.0			6.0	8.0	10.0	8.0	8.0			7.0	7.0	8.0	8.0	12.0													
厚陽中学校	2年1組			18.0	17.0	18.0	15.0	17.0			9.0		14.0	9.5	11.8			12.0	10.4	10.8	14.0														

## 【平成30年度】

【1月】

学校名	室名	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31
高千帆中学校	1年5組								9.0	9.0	8.0	8.0				-	9.0	8.0	8.0			8.0	11.0	10.0	10.0	9.0			8.0	7.0	8.0	9.0
	2年3組								11.0	9.0	9.0	11.0				7.0	10.0	9.0	9.0			11.0	11.0	10.0	10.0	10.0			10.0	9.0	10.0	12.0
	2年5組								8.0	8.0	7.0	7.0				9.0	8.0	5.5	6.0			9.0	7.6	10.0	10.0	9.0			8.2	9.0	6.0	7.0
	3年1組								11.0	9.0	9.0	11.0				9.0	9.0	10.0	9.0			10.0	-	12.0	13.0	11.0			10.0	10.0	10.0	11.0
	3年5組								10.0	10.0	10.0	9.0				11.0	10.0	8.0	8.0			9.0	12.0	11.0	10.0	9.0			10.0	9.0	8.0	11.0
小野田中学校	1年1組								10.0	10.0	10.0	10.0				10.0	10.0	10.0	10.0			14.0	14.0	14.0	14.0	14.0			10.0	10.0	10.0	10.0
	2年3組								10.0	10.0	10.0	10.0				10.0	10.0	10.0	10.0			10.0	11.0	10.0	10.0	10.0			10.0	10.0	10.0	10.0
	3年1組								7.0	8.0	6.0	8.0				8.0	8.0	7.0	7.0			7.0	7.0	8.0	7.0	7.0			8.0	7.0	8.0	7.0
竜王中学校	1年1組							11.3	12.8	12.7	11.1	10.9				13.0	12.3	11.4	10.8			12.6	12.8	13.5	13.7	13.6			11.3	10.7	11.8	12.8
	2年1組							11.0	11.0	12.0	11.0	10.0				12.0	12.0	11.0	11.0			12.0	12.0	13.0	12.0	12.0			12.0	11.0	11.0	12.0
	3年1組							10.0	11.0	12.0	11.0	11.0				12.0	12.0	11.0	11.0			12.0	12.0	13.0	13.0	12.0			11.0	11.0	11.0	12.0
厚狭中学校	1年3組							9.0	9.0	9.0	9.0					11.0	9.0	11.0	11.0			11.0	11.0	10.0	12.0	12.0			11.0	10.0	11.0	12.0
	2年4組							11.0	11.0	11.0	12.0					13.0	14.0	11.0	17.0			14.0	13.0	13.0	15.0	14.0			10.0	13.0	11.0	12.0
	3年2組							9.0	10.0	10.0	10.0					10.0	11.0	10.0	9.0			10.0	10.0	10.0	10.0	10.0			10.0	10.0	10.0	10.0
埴生中学校	職員室						-	8.0	8.0	6.0	6.0				8.0	8.0	7.0	8.0			6.0	7.0	8.0	9.0	8.0			8.0	8.0	9.0	7.0	
厚陽中学校	2年1組								13.8	12.3	12.2					14.2	14.5	12.9	12.1			13.9	12.6	11.1	12.1	10.1	11.2		11.9	12.6	11.2	



各小中学校の7～9月、12月～3月の教室内の温度

【平成30年度】

【2月】

学校名	室名	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
高千帆中学校	1年5組	8.0			11.0	-	-	-	-				8.0	8.0	8.0	8.0			7.0	11.0	13.0	11.0	12.0			11.0	13.0	12.0	12.0
	2年3組	9.0			13.0	12.0	12.0	11.0	10.0				10.0	10.0	10.0	12.0			11.0	12.0	13.0	12.0	10.0			10.0	13.0	12.0	14.0
	2年5組	8.0			9.0	9.0	11.0	10.0	9.0				6.0	5.0	7.0	5.0			5.0	9.0	11.0	10.0	9.0			8.0	10.0	11.0	10.0
	3年1組	10.0			11.0	-	11.0	11.0	12.0				11.0	9.0	9.0	10.0			8.0	12.0	13.0	11.0	11.0			11.0	11.0	12.0	13.0
	3年5組	9.0			11.0	10.0	12.0	12.0	10.0				8.0	8.0	9.0	8.0			8.0	12.0	13.0	11.0	11.0			11.0	11.0	12.0	13.0
小野田中学校	1年1組				10.0	10.0	12.0	10.0	10.0				8.0	10.0	8.0	8.0			8.0	10.0	12.0	10.0	10.0			10.0	12.0	12.0	12.0
	2年3組	10.0			10.0	10.0	11.0	11.0	10.0				10.0	10.0	10.0	8.0			9.0	10.0	12.0	10.0	10.0			10.0	12.0	12.0	12.0
	3年1組	6.0			8.0	7.0	7.0	7.0	6.0				6.0	6.0	6.0	6.0			8.0	8.0	8.0	8.0	10.0			8.0	8.0	10.0	10.0
竜王中学校	1年1組	11.1				12.3	14.1	13.6	13.0				9.9	10.6	11.3	10.7			9.7	11.1	13.0	12.0	13.2			13.3	14.7	14.8	14.0
	2年1組	11.0				11.0	13.0	13.0	12.0				10.0	10.0	11.0	10.0			9.0	11.0	12.0	11.0	12.0			13.0	13.0	13.0	13.0
	3年1組	11.0				12.0	13.0	13.0	12.0				10.0	10.0	11.0	10.0			9.0	11.0	12.0	11.0	12.0			12.0	13.0	13.0	13.0
厚狭中学校	1年3組	10.0			11.0	11.0	13.0	11.0	11.0				10.0	12.0	10.0	10.0			10.0	11.0	12.0	11.0	10.0			12.0	13.0	13.0	13.0
	2年4組	11.0			12.0	17.0	14.0	14.0	13.0				13.0	15.0	11.0	11.0			12.0	12.0	14.0	13.0	15.0			12.0	16.0	14.0	14.0
	3年2組	10.0			10.0	10.0	12.0	12.0	11.0				8.0	10.0	10.0	10.0			8.0	10.0	12.0	11.0	10.0			10.0	12.0	10.0	10.0
埴生中学校	職員室	8.0			8.0	8.0	9.0	11.0	10.0				7.0	8.0	9.0	6.0			5.0	9.0	8.0	8.0	10.0			9.0	11.0	11.0	10.0
厚陽中学校	2年1組	13.3			14.2	15.1	12.8	12.9	10.7				12.4	13.4	13.2	8.6			12.1	13.9	15.6	14.1	15.6			14.6	12.9	14.3	13.9

【平成30年度】

【3月】

学校名	室名	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	
高千帆中学校	1年5組	15.0			15.0	15.0	13.0	11.0	13.0	12.0		振	13.0	12.0	10.0	11.0			13.0	12.0	13.0		16.0			15.0	15.0						
	2年3組	11.0			13.0	14.0	14.0	12.0	11.0	13.0		替	13.0	12.0	13.0	14.0			20.0	14.0	12.0		14.0			16.0	14.0						
	2年5組	10.0			9.0	9.0	10.0	11.0	11.0	12.0		休	9.0	9.0	11.0	11.0			12.0	10.0	11.0		12.0			14.0	14.0						
	3年1組	12.0			13.0	13.0	13.0	-	10.0	10.0		日		卒業																			
	3年5組	12.0			13.0	13.0	13.0	14.0	-	16.0				卒業																			
小野田中学校	1年1組	12.0			12.0	12.0	14.0	12.0	12.0	12.0			12.0	12.0	12.0	10.0			12.0	12.0	12.0		12.0			12.0	12.0						
	2年3組	12.0			13.0	10.0	14.0	12.0	10.0				12.0	11.0	10.0	10.0			10.0	14.0	12.0		14.0			14.0	14.0						
	3年1組	12.0			12.0	8.0	12.0																										
竜王中学校	1年1組	14.1			12.6	13.4	15.7	13.9	13.3				14.7	15.2	14.9	13.7			14.1	14.8	15.0		16.9			15.4	15.2						
	2年1組	13.0			12.0	13.0	14.0	13.0	12.0				14.0	14.0	13.0	13.0			13.0	13.0	14.0		15.0			14.0	14.0						
	3年1組	13.0			12.0	13.0	13.0	12.0	12.0																								
厚狭中学校	1年3組	14.0			13.0	13.0	14.0	14.0	13.0	15.0		祝	13.0	12.0	14.0	14.0			13.0	14.0	13.0		13.0			13.0	13.0	春休	春休	春休			
	2年4組	16.0			13.0	16.0	14.0	15.0	16.0	16.0		祝	14.0	13.0	16.0	16.0			17.0	15.0	14.0		16.0			15.0	17.0	春休	春休	春休			
	3年2組	10.0			12.0	12.0	12.0	12.0	11.0	13.0		祝	卒	卒	卒	卒			卒	卒	卒		卒			卒	卒	春休	春休	春休			
埴生中学校	職員室	11.0			12.0	10.0	11.0	11.0	11.0			11.0	11.0	12.0	12.0	9.0			9.0	9.0	11.0		12.0			11.0	11.0	-	-	-			
厚陽中学校	2年1組	14.3			12.1	13.3	13.5	15.1	15.2				13.5	15.8	15.0	14.9			14.8	15.8	14.6		16.3			13.7	12.4						

## 平成30年度 課長提案事業一覧表

No.	事業名	実施 ・ 未実施	事業の概要	所属課	決算額
1	防災ガイドブック作成事業	実施	本市において発生するおそれがある災害に対する備えや災害時の対応をまとめた冊子を作成し、防災訓練などで配布します。	総務課	153,198
2	市政情報発信事業(バックボード等)	実施	市のイメージアップやシティセールスを目的として、記者会見用バックボードを作成します。また、市政情報の発信力を強化するため、耐用年数を経過したカメラレンズ等撮影用機材を整備します。	シティセールス課	233,846
3	職員研修事業(働き方改革の推進)	実施	円滑な組織運営を目的として、管理監督職員のマネジメント能力を向上させるため、職員研修を実施します。	人事課	337,940
4	UJターン支援事業	実施	山口宇部空港の2階出発ロビーの電照板に、本市のPR写真などを掲出することで、定住促進や交流人口の増加を図ります。	企画政策課	1,221,480
5	オートレース選手宿舎内トイレ整備事業	実施	日本パラサイクリング連盟の選手の練習合宿時や障がいをお持ちのアスリートの方たちに快適な練習環境を提供するため、オートレース選手宿舎内のトイレを整備します。	公営競技事務所	1,296,000
6	災害用避難所トイレ整備事業	実施	災害発生時に断水により水洗化されているトイレが利用できなくなることから、応急的に利用できる簡易トイレを購入します。	社会福祉課	498,960
7	ベビースマイルプロジェクト	実施	市内の子育て中の男女を公募し、プロジェクトチームを設置し、子育て親子が参加できるイベントを企画・立案し、市と共同で事業を実施します。市は、プロジェクトチームに対し、負担金を支出します。	子育て支援課	70,000
8	メール配信サービス事業(公立保育園)	実施	公立保育園から保護者への連絡について、メール配信ができるようシステムを構築し、緊急時における連絡体制の強化・迅速化を図ります。	厚陽保育園	0
9	保育業務充実事業(日の出保育園)	実施	園児の安全を確保し、充実した保育業務を行うため、必要な備品を整備します。日の出保育園においては、特に目の届かないところに防犯カメラを設置します。	日の出保育園	91,840
10	保育業務充実事業(出合保育園)	実施	園児の安全を確保し、充実した保育業務を行うため、必要な備品を整備します。出合保育園においては、食事介助が行いやすい半円テーブル等を購入します。	出合保育園	155,710
11	保育業務充実事業(下津保育園)	実施	園児の安全を確保し、充実した保育業務を行うため、必要な備品を整備します。下津保育園においては、低年齢児を乗せて移動することができる避難車等を購入します。	下津保育園	313,500
12	保育業務充実事業(津布田保育園)	実施	園児の安全を確保し、充実した保育業務を行うため、必要な備品を整備します。津布田保育園においては、老朽化したテントを更新します。	津布田保育園	279,000
13	保育業務充実事業(厚陽保育園)	実施	園児の安全を確保し、充実した保育業務を行うため、必要な備品を整備します。厚陽保育園においては、一時預かりや地域の子育て支援事業等で使用する乳幼児用サークルを購入します。	厚陽保育園	248,040
14	血管年齢測定器整備事業	実施	特定健診や健康フェスタ等の行事において活用するため、血管年齢の測定機器を購入します。	国保年金課	280,800
15	成人健康診査事業(乳がん検診啓発)	実施	10月のピンクリボン月間に合わせて、乳がんについての正しい知識を広め、乳がん検診の早期受診を目的として、啓発活動を行った。	健康増進課	399,418
16	地域共生社会構築に向けた普及啓発事業	実施	高齢者や障がい者など誰もが住みやすい地域づくりを行うため、市民が福祉分野における現状と課題を共有し、自助、共助、互助、公助について意識理解を深めるためのフォーラムを開催。	高齢福祉課 障害福祉課	654,270
17	窓口設備充実事業(障害福祉課)	実施	聴覚障がい者や高齢者等が、窓口において円滑な意思疎通を行うことができるよう筆談用タブレット端末を購入します。	障害福祉課	8,640
18	窓口設備充実事業(市民課)	実施	来庁者の利便性確保のため、申請書等の記載台を整備します。また、聴覚障がい者や高齢者等が、窓口において円滑な意思疎通を行うことができるよう筆談用タブレット端末を購入します。	市民課	186,104
19	アニバーサリー・フォト事業	実施	出生届や婚姻届の提出者が、記念写真を撮影するに相応しい雰囲気を提供できるようバックボードを設置します。	市民課	90,936
20	窓口設備充実事業(公園通出張所)	実施	視覚障がい者や高齢者等が、窓口において円滑な意思疎通を行うことができるよう筆談用タブレット端末を購入します。	公園通出張所	8,640
21	空家等台帳地図システム強化事業	未実施	既存の空家等台帳地図システムに、資料作成や通知文書などの帳票作成を行うための機能を追加します。	市民生活課	0

No.	事業名	実施 ・ 未実施	事業の概要	所属課	決算額
22	「家庭ごみの出し方」作成事業	実施	平成26年9月に作成した「家庭ごみの出し方」について、内容を見直し、全世帯へ配布する。	環境課	372,330
23	人材育成事業(市民の元気づくり講演会)	実施	まちづくりや地域づくりへの関心の向上を図るため、まちづくりに対する見識を深めるような講演会を開催し、新しいまちづくりのきっかけづくりを行います。	市民生活課	500,000
24	ドローン活用事業	実施	市の情報を分かりやすく、魅力ある情報を発信できるよう、ドローンを用いて都市公園や、文化財などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載します。また、災害時に迅速に対応できるよう、現地調査等の撮影で活用します。	都市計画課	842,559
25	工事・業務実績情報システム導入事業	実施	国土交通省の要請を受けて、JACICにより開発・運用されている工事・業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)を導入し、市内外業者の実績を把握する。	監理室	21,600
26	入札・契約事務(職員研修)	実施	より適切な入札・契約を行うために、一般社団法人日本経営協会が開催する講座に参加し、職員の能力向上を図ります。	監理室	58,720
27	商工センター多目的スペース整備事業	実施	商工センター1階の空き部屋(くねんぼ跡)を改修し、創業等を希望する方への個別相談場所の確保や各種支援制度を周知するためのチラシ等を配置することで事業者への支援体制を拡充する。	商工労働課	437,508
28	耕作放棄地活用事業(視察)	実施	耕作放棄地の有効活用及び担い手の育成・確保を図る取組を開始した先進地を視察し、本市での導入の可能性を調査・研究をします。	農林水産課	22,700
29	有害鳥獣対策事業	実施	ネズミ目の哺乳類であるヌートリアによる被害の軽減・防止のため、捕獲用箱わなを購入し、貸出しを行うことで、生産者の利益や農地を守ります。	農林水産課	57,800
30	教育委員資質・能力向上事業	実施	教育長及び教育委員が全国研修大会に参加し地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策について意見交換や協議を行うことで、職務遂行に必要な資質・能力の向上を図ります。	教育総務課	109,640
31	未就園児親子交流支援事業(室内遊具整備)	実施	埴生幼稚園では、未就園児とその保護者を対象に、親子同士の交流や子育て相談を行う「サンサン広場」を開催しています。平成30年度は約20回の開催を予定しており、0歳～2歳児向けの室内遊具を整備します。	埴生幼稚園	118,500
32	ふるさと文化遺産普及活用事業	実施	小・中学校と公民館に「ふるさと文化遺産」の冊子を常備し、学校で郷土の歴史や文化的財産について学び、市民にも周知を図ります。	社会教育課	995,760
33	働き方改革等関連図書購入事業	実施	国が進める「働き方改革」の関連図書を購入します。また、中央図書館で開催する「英語でおはなし会」に必要な語学に関する図書の充実を図ります。	中央図書館	500,000
34	明治150周年関連図書購入事業	実施	厚狭図書館では、幕末維新をテーマに歴史講座を行っており、市民の関心が高まっています。利用者の学習意欲の更なる向上を目指し、幕末維新関連図書を充実します。	厚狭図書館	300,000
35	多言語読み聞かせ事業	実施	一つの作品を日本語、英語、韓国語で読み聞かせを行うとともに、語学学習書や外国文化関係書を充実し、異文化への理解と交流を図ります。	厚狭図書館	200,000
36	議会図書室整備事業	実施	地方自治法、議会基本条例において、議会図書室は議員の調査研究のために設置し、市民も利用できるものと定められています。この趣旨に沿った議会図書室とするため、今年度は書棚を増設し、保存文書等の整理を行います。	議会事務局	441,180
37	パラサイクリングPR事業	実施	水道局の「森響水」のラベルをパラサイクリングPRラベルとして作成し、ラベルPR効果によりパラサイクリング競技の周知とパラサイクリング・ナショナルチームの応援機運の醸成、障がい者スポーツへの理解促進を図ります。	シティセールス課	162,000
38	パラサイクリングキャンプ誘致事業	実施	本市がパラサイクリングにおける西日本の拠点地となるため、更なる日本パラサイクリング連盟との連携や支援・調整を行います。また、2020東京パラリンピックにおける日本チームのキャンプ誘致を行います。	シティセールス課	107,520
39	市民ふれあいスポーツ大会拡充事業	実施	市民ふれあいスポーツ大会において、誰もが参加できる新たな競技として「玉入れ」を追加するため、用具を購入します。	スポーツ振興課	404,784
40	山口東京理科大学生市内定住促進事業	実施	市内・県外から入学してくる学生又は市外に居住している山口東京理科大学生に対して、市内の不動産紹介業者と提携して、理科大学生向けの不動産紹介コーナーを作成します。不動産紹介業者のホームページにリンクをはり、学生に周知します。	大学推進室	500,000

山陽小野田市ごみ状況(平成26年度)

月	市収集分(燃えるごみ)			市収集分(燃やせないごみ)				持込み(事業所・一般)					最終処分場					市収集資源ごみ							プラザ 収入金	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20	21	22	23	24	25	26		27
	可燃 小野田	粗大 可燃	可燃 山陽	不燃 小野田	不燃 山陽	不燃共 英へ搬 入	粗大 不燃	可燃	粗大 可燃	不燃	粗大 不燃	混合ごみ	市 泥土	持込 泥土	焼却灰	災害ごみ	その他	缶	ビン	新聞	雑誌	段ボール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着 (その他)	
4月	944,390	3,440	384,220	30,080	13,220	16,940	1,640	595,590	10,170	15,640	5,060	54,800	21,910	1,580	0	170	9,000	10,890	43,230	58,220	65,640	34,440	11,430	860	20,100	291,230
5月	1,017,000	3,160	392,090	32,810	-16,290	23,220	1,750	547,490	6,230	11,330	1,810	48,640	93,960	5,200	0	3,910	8,780	12,860	50,110	46,490	52,110	33,450	12,640	700	27,120	227,750
6月	846,200	2,530	347,430	29,530	11,400	11,120	660	613,980	5,900	20,300	2,240	37,220	33,280	1,880	0	900	8,360	11,220	44,950	38,930	40,750	25,760	10,430	930	21,180	216,440
7月	901,690	2,780	381,460	27,740	10,080	11,760	2,010	623,680	6,540	22,340	2,550	39,020	6,560	3,720	0	0	8,140	11,150	43,280	50,180	45,030	29,440	13,350	730	16,260	189,490
8月	933,490	2,560	373,100	29,860	14,520	18,460	1,260	643,110	8,040	6,910	2,290	49,010	4,770	50	0	470	7,980	11,670	53,340	50,620	45,380	32,500	14,580	1,690	14,220	193,490
9月	910,610	2,970	355,820	37,690	13,580	13,780	1,530	680,840	5,340	11,640	2,460	45,130	11,010	80	0	36,460	5,770	12,530	48,520	45,670	47,950	31,050	13,940	710	13,960	195,320
10月	914,700	2,620	360,660	32,910	13,320	17,300	1,230	672,560	7,970	12,030	2,570	48,170	24,640	420	0	330	6,450	12,600	44,340	50,220	46,080	30,330	11,900	640	21,150	250,650
11月	759,390	3,180	339,550	34,770	15,570	20,180	1,500	609,700	7,320	11,860	2,040	37,860	3,020	160	0	19,680	6,010	9,420	43,610	45,370	41,790	25,140	9,680	850	16,450	178,150
12月	907,280	5,900	398,510	33,930	13,690	18,020	2,050	684,250	6,220	14,280	2,500	61,430	1,300	140	0	265,530	8,660	10,830	41,000	49,720	50,130	30,140	9,610	880	16,260	185,480
1月	500,940	2,550	332,130	30,990	12,180	30,880	1,070	533,000	0	10,270	0	52,870	0	0	0	23,550	950	13,190	50,310	52,780	56,690	34,430	13,120	1,780	15,190	194,140
2月	642,810	1,870	287,300	25,360	10,910	13,920	1,440	521,880	540	8,960	900	51,880	1,550	2,030	0	100,870	0	9,030	39,480	41,320	39,850	22,290	8,200	1,920	10,700	187,720
3月	815,930	3,510	338,710	31,520	12,500	16,940	1,430	536,120	1,680	47,140	60	94,620	2,260	570	0	79,430	0	10,330	40,910	46,100	49,130	26,540	9,250	2,590	13,450	224,260
合計	10,094,530	37,070	4,290,980	377,190	157,260	212,520	17,570	7,262,200	65,950	192,700	24,480	620,650	204,260	15,830	0	531,300	68,100	135,720	543,080	575,620	580,330	355,510	138,130	14,080	206,040	2,534,120

\* 2 ・粗大可燃.....大型ごみ(戸別収集燃やせるごみ)

\* 7 ・粗大不燃.....大型ごみ(戸別収集燃やせないごみ)

\* 12 ・混合ごみ.....燃えるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの混合の持込み

\* 3 ・可燃山陽.....清掃社収集分

\* 9 ・粗大可燃.....タンス・木など破砕機処理するごみ

\* 14 ・災害ごみ.....火事ごみなど

\* 6 ・不燃共英.....燃やせないごみステーション収集後に共英に搬入

\* 11 ・粗大不燃.....大型電化製品など

\* 27 ・その他.....古着と収集後ステーションに出されたもの

可燃ごみ(市収集) 14,422,580  
 不燃ごみ(市収集) 784,540  
 資源ごみ(市収集) 2,548,510

可燃ごみ(持込み) 7,328,150  
 不燃ごみ(持込み) 837,830  
 混合ごみ含む

最終処分場  
 浄化センター含む 819,490

山陽小野田市ごみ状況(平成27年)

(単位: kg)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,779,000	3,950	54,830	3,120	62,060	31,770	95,170	143,830	11,860	47,540	54,400	65,310	34,390	12,280	2,805	20,220	10	187,730	51,820	10,230
5月	1,906,340	1,170	59,920	4,010	47,660	90,560	104,840	317,590	13,710	54,280	47,260	56,440	29,770	14,540	2,460	32,470	10	189,070	46,200	0
6月	1,981,470	430	48,770	5,850	56,920	42,510	89,340	307,300	10,740	45,290	38,920	39,920	26,880	12,260	2,820	23,560	340	207,510	55,320	0
7月	1,874,400	2,690	47,640	1,480	71,230	8,620	2,470	315,830	12,490	49,570	50,000	49,540	28,510	14,670	3,060	21,040	700	192,600	54,050	0
8月	1,839,570	5,210	44,440	3,060	69,940	3,060	20,810	312,650	13,770	55,200	52,430	48,840	32,670	18,510	3,030	18,020	100	144,810	40,840	0
9月	1,917,420	3,110	50,170	2,340	63,600	7,370	13,750	303,620	13,460	51,270	46,390	49,990	28,990	15,760	2,480	16,040	20	187,560	52,180	0
10月	1,864,510	6,500	58,350	2,480	62,810	40,650	470	303,020	13,480	50,340	51,570	49,480	30,260	14,090	2,780	23,880	190	160,100	50,110	0
11月	1,687,440	6,510	49,860	3,070	52,930	4,150	490	310,520	11,290	43,180	47,440	46,620	25,900	10,790	2,350	19,230	420	146,520	57,070	0
12月	1,943,400	4,290	52,870	2,410	73,180	7,970	0	324,570	11,170	46,320	51,740	57,850	31,020	11,010	2,390	18,200	490	163,060	63,400	0
1月	1,446,630	3,580	45,100	1,310	41,670	50	0	348,220	10,790	46,920	47,470	49,460	29,060	10,460	2,520	12,030	730	119,190	44,340	0
2月	1,419,610	6,050	39,500	2,510	38,360	1,790	0	335,070	12,330	43,010	50,570	47,860	26,340	9,990	2,290	12,540	100	101,150	46,720	0
3月	1,608,740	7,750	57,880	4,190	63,400	6,500	0	359,120	12,810	43,820	54,930	59,360	28,640	11,020	2,420	16,200	0	151,380	46,460	10,240
合計	21,268,530	51,240	609,330	35,830	703,760	245,000	327,140	3,681,340	147,900	576,740	593,120	620,670	352,430	155,380	31,405	233,430	3,110	1,950,680	608,510	20,470

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習机などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2)

21,319,770 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5)

1,348,920 kg

③資源ごみ(9~16)

2,711,075 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③)

25,379,765 kg



山陽小野田市ごみ状況(平成28年)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンポー ール	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,749,830	6,600	53,400	3,260	55,920	26,790	10,640	321,690	11,830	48,410	49,930	64,100	29,500	11,250	2,390	20,490	200	177,090	51,410	0
5月	1,780,370	6,740	56,740	2,450	57,490	85,140	0	315,720	13,690	52,190	50,720	57,460	31,170	14,190	2,510	29,160	240	163,080	43,440	0
6月	1,638,300	9,120	41,140	2,900	44,520	36,960	1,010	321,380	12,760	45,430	44,270	43,340	27,430	13,770	2,770	22,370	120	199,220	59,060	0
7月	1,685,790	6,660	45,370	3,920	56,300	22,820	300	294,090	12,570	48,120	45,300	43,010	26,950	13,350	2,910	17,680	50	143,290	49,500	9,450
8月	1,584,780	8,690	42,470	3,670	49,250	10,420	0	319,870	14,160	51,180	47,720	46,390	30,710	18,850	3,280	13,760	10	167,910	50,050	0
9月	1,512,580	4,750	38,100	3,500	38,740	9,390	0	279,530	13,730	50,520	40,530	41,270	27,640	16,910	2,530	12,910	170	132,070	34,950	0
10月	1,540,800	7,490	46,150	4,930	45,890	22,860	0	301,180	13,360	46,320	49,120	45,110	27,680	14,940	2,360	20,080	110	172,050	44,120	0
11月	1,583,800	6,260	51,880	4,540	38,880	14,480	2,440	294,830	11,750	40,260	43,940	45,250	26,090	11,210	2,060	19,620	560	121,030	34,720	0
12月	1,572,850	7,360	51,960	4,310	50,850	4,270	5,350	323,140	11,870	48,310	50,560	53,330	29,310	11,140	2,520	17,800	590	137,950	45,150	9,330
1月	1,366,660	4,460	44,360	3,260	26,420	600	1,480	358,780	12,320	50,820	45,370	45,950	28,620	10,870	2,520	14,200	400	133,540	46,210	0
2月	1,176,930	8,350	38,370	3,680	24,650	11,510	2,270	324,870	10,560	39,690	40,330	37,600	22,830	9,430	2,270	10,310	40	84,210	34,410	0
3月	1,432,950	7,050	46,760	4,550	50,170	6,650	1,170	362,140	11,700	42,640	47,360	48,650	26,230	10,240	2,280	14,010	1,000	160,350	56,470	9,910
合計	18,625,640	83,530	556,700	44,970	539,080	251,890	24,660	3,817,220	150,300	563,890	555,150	571,460	334,160	156,150	30,400	212,390	3,490	1,791,790	549,490	28,690

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習機などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2) 18,709,170 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5) 1,140,750 kg

③資源ごみ(9~16) 2,573,900 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③) 22,423,820 kg

山陽小野田市ごみ状況(平成29年度)

月	1 可燃物	2 粗大 可燃物	3 不燃物	4 粗大 不燃物	5 混合ごみ	6 泥土	7 災害ごみ	8 汚泥等	9 空き缶	10 びん	11 新聞	12 雑誌 雑紙	13 ダンボー ル	14 ペット ボトル	15 発泡 トレイ	16 古着	17 不法投棄	18 主灰	19 飛灰	20 返却異物
4月	1,487,590	7,360	48,960	4,610	49,740	37,320	1,440	303,240	11,070	44,170	45,700	56,690	27,550	11,090	2,430	20,580	100	150,170	48,180	0
5月	1,662,780	8,770	58,230	2,720	66,560	113,970	1,330	332,910	14,630	50,830	47,340	56,890	30,520	13,970	2,540	34,270	110	211,560	55,600	0
6月	1,552,950	6,860	50,000	3,570	46,530	28,940	0	323,000	10,900	45,080	36,050	40,620	23,680	13,320	2,620	22,850	110	156,740	44,440	9,680
7月	1,533,080	3,540	42,590	4,860	56,210	13,900	1,300	290,730	13,340	47,390	43,080	42,980	27,560	15,620	2,760	18,120	0	173,970	55,290	0
8月	1,661,010	3,780	43,600	5,960	61,250	4,080	780	290,560	13,110	50,570	38,980	41,440	27,770	18,020	2,720	15,340	280	144,480	48,900	0
9月	1,558,350	3,750	46,100	6,790	37,050	9,970	580	275,770	14,250	50,130	39,380	42,610	28,490	17,220	2,400	15,360	100	160,610	57,090	0
10月	1,650,450	6,780	50,770	6,090	43,330	23,800	0	287,120	12,010	39,660	38,250	39,880	24,760	13,480	2,480	18,470	10	121,110	39,340	10,610
11月	1,418,220	5,590	64,210	9,850	40,330	9,100	480	304,730	12,300	42,830	42,980	44,330	25,850	12,120	2,470	24,760	330	168,590	57,230	0
12月	1,561,650	6,430	65,590	8,790	56,370	3,030	0	331,510	12,190	42,640	46,700	49,240	28,530	10,670	2,820	17,130	90	137,450	47,700	0
1月	1,268,270	3,020	39,290	5,430	26,780	0	2,980	314,030	12,440	44,440	38,410	41,470	27,750	10,930	2,880	13,340	290	114,610	42,910	0
2月	1,110,270	3,610	35,980	4,860	42,030	1,660	1,830	311,230	9,950	38,280	35,760	36,140	22,210	8,710	2,090	9,450	490	83,720	33,670	0
3月	1,435,510	4,320	47,960	10,280	55,520	4,200	970	347,700	11,470	41,450	41,870	48,470	25,270	10,510	2,770	16,380	180	202,850	59,060	9,880
合計	17,900,130	63,810	593,280	73,810	581,700	249,970	11,690	3,712,530	147,660	537,470	494,500	540,760	319,940	155,660	30,980	226,050	2,090	1,825,860	589,410	30,170

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習机などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2)

17,963,940 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5)

1,248,790 kg

③資源ごみ(9~16)

2,453,020 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③)

21,665,750 kg

平成30年度

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
月	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	汚泥等	空き缶	びん	新聞	雑誌 雑紙	ダンボー ル	ペット ボトル	発泡 トレイ	古着	不法投棄	主灰	飛灰	返却異物
4月	1,470,510	4,730	63,650	11,580	49,390	39,900	260	297,250	11,500	43,730	42,660	57,100	28,420	11,330	2,970	23,150	120	144,130	45,470	0
5月	1,693,100	6,420	67,760	8,850	55,120	58,960	0	302,320	14,210	48,000	39,060	47,700	29,080	14,300	3,050	28,450	250	166,060	44,740	0
6月	1,553,710	4,430	53,520	10,440	49,030	52,310	0	280,900	11,470	43,290	35,760	40,120	25,020	13,060	3,140	19,420	130	170,110	54,890	0
7月	1,605,640	6,910	45,870	7,000	58,080	10,240	840	268,380	12,010	42,300	36,330	37,630	24,880	14,960	3,030	17,040	210	157,780	48,400	0
8月	1,444,340	10,800	43,790	5,840	64,560	5,010	0	288,490	14,660	47,430	39,700	42,270	28,990	20,550	3,150	16,200	120	92,820	34,660	0
9月	1,367,820	5,100	48,000	4,410	43,700	5,300	0	258,110	10,510	48,610	26,080	30,180	19,480	14,380	2,360	10,620	330	128,960	42,520	0
10月	1,655,720	7,490	53,250	6,020	62,680	20,130	0	279,230	13,770	39,810	37,500	39,890	24,480	15,500	2,160	23,680	70	163,220	41,740	10,690
11月	1,473,870	7,140	59,920	6,740	67,310	2,740	0	308,440	11,990	40,570	34,380	37,990	24,500	12,590	2,110	23,060	290	159,750	46,080	0
12月	1,519,150	5,190	59,660	5,920	75,860	1,430	0	314,850	11,200	42,490	31,200	36,640	23,340	10,300	1,950	17,320	100	138,870	47,100	10,440
1月	1,270,680	5,940	43,370	6,050	56,200	120	0	320,570	12,240	45,520	34,230	42,920	27,910	12,310	2,280	16,430	110	129,310	48,030	0
2月	1,179,560	5,130	43,540	5,660	49,950	1,090	0	297,590	9,750	36,610	26,800	30,790	19,430	9,090	1,240	10,930	190	92,990	32,490	0
3月	1,414,000	5,490	48,310	7,900	70,030	1,890	0	338,850	9,610	40,120	29,360	38,400	19,440	9,440	1,350	13,360	230	148,710	49,040	0
合計	17,648,100	74,770	630,640	86,410	701,910	199,120	1,100	3,554,980	142,920	518,480	413,060	481,630	294,970	157,810	28,790	219,680	2,150	1,692,710	535,160	21,130

※ 粗大可燃ごみ…大型ごみ、木など破砕機処理するごみ

※ 粗大不燃物…大型ごみ、ソファ、学習机などの燃やせないごみ

※ 混合ごみ…燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみの混合の持込み

※ 災害ごみ…火事など

①可燃ごみ(1・2) 17,722,870 kg

②不燃ごみ・混合ごみ(3~5) 1,418,960 kg

③資源ごみ(9~16) 2,257,340 kg

※年間ごみ排出量(①+②+③) 21,399,170 kg

平成26年度～平成30年度資源売払い表

品目		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
新聞	重量	615,970	603,500	562,900	499,760	434,280
	金額	8,228,854	8,200,991	7,746,589	7,724,782	8,085,762
雑誌 雑紙	重量	657,200	644,320	618,210	565,450	519,220
	金額	6,841,860	7,167,411	6,921,241	6,461,486	5,267,675
段ボール	重量	426,450	404,530	376,970	349,980	330,190
	金額	5,138,781	4,928,473	4,626,782	4,346,746	4,563,973
アルミ	重量	69,180	65,270	79,480	85,990	78,850
	金額	11,700,166	11,106,124	9,727,298	12,783,980	12,164,514
スチール	重量	83,600	75,920	81,980	65,370	75,210
	金額	2,712,327	1,884,459	1,583,018	1,626,740	2,449,233
スクラップ	重量	276,970	207,550	184,600	209,420	243,700
	金額	9,231,745	4,539,952	3,511,845	4,468,307	6,536,319
非鉄 スクラップ	重量	19,730	16,720	22,398	19,350	24,950
	金額	3,244,752	2,552,281	2,239,398	2,158,681	2,829,550
発泡 スチロール	重量	17,117	23,407	19,556	21,217	23,543
	金額	1,420,827	1,714,102	780,734	805,358	1,261,377
ペットボトル	重量	138,380	145,010	145,130	148,850	156,750
	金額	8,197,193	6,879,028	5,457,219	5,545,596	2,826,346
紙パック	重量	4,100	2,860	4,613	1,650	2,990
	金額	26,567	18,532	29,891	10,692	19,375
無色 ガラスカレット	重量	197,940	211,720	190,560	181,540	181,440
	金額	144,461	137,188	123,478	117,636	117,568
茶色 ガラスカレット	重量	177,900	159,760	175,780	146,600	163,600
	金額	96,061	86,266	94,918	79,162	88,341
リターナブル ビン	本数	29,860	28,072	28,072	25,930	26,960
	金額	96,742	90,948	90,948	84,008	87,347
その他ビン	重量	59,380	58,460	74,020	50,930	55,900
売払金額合計	金額	57,080,336	49,305,755	42,933,359	46,213,174	46,297,380

28 5年間の障がい者サービス利用人数及び市の負担額

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	4,532	21,351	5,070	25,529	4,477	19,856	3,172	15,834	2,637	11,612
重度訪問介護	延べ日数			130	1,129	465	3,507	537	3,590	518	3,012
療養介護・療養介護医療	延べ日数	2,547	41,676	2,562	42,384	2,555	31,945	2,899	31,551	3,250	35,827
同行援護	延べ日数	245	1,607	244	1,701	248	1,976	238	1,997	242	1,900
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	1,994	11,184	1,105	8,357	852	6,935	636	6,470	737	7,255
生活介護	延べ日数	29,832	322,472	33,674	343,655	34,837	342,828	34,077	350,007	34,303	361,141
施設入所支援	延べ日数	29,161	117,054	31,004	121,951	28,908	120,505	29,316	118,876	29,030	123,216
共同生活介護(ケアホーム)※1	延べ日数	625	2,868								
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	15,181	50,631	16,492	58,974	17,322	61,548	19,106	67,824	19,210	63,637
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,587	6,495	750	2,690	1,006	3,818	1,780	6,950	1,280	4,878
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	1,118	7,822	679	4,644	803	5,523	1,196	8,519	1,015	7,227
就労移行支援	延べ日数	6,522	54,176	5,187	44,881	6,992	51,010	5,846	37,243	3,437	24,900
就労継続支援(A型)	延べ日数	4,276	20,105	4,467	23,015	4,521	24,939	5,858	34,503	4,920	30,202
就労継続支援(B型)	延べ日数	26,019	163,114	30,138	193,476	34,601	208,190	36,514	239,928	37,601	247,347
就労定着支援	延べ件数									12	297
児童発達支援	延べ日数	1,247	14,083	1,411	14,083	1,601	16,482	6,350	47,337	6,104	47,442
放課後等デイサービス	延べ日数	3,381	27,104	4,445	36,458	8,589	67,101	10,588	103,555	12,390	122,691
保育所等訪問支援	延べ日数	2	19	3	29	2	20	2	32	2	22
補装具給付	延べ件数	140	14,477	136	14,418	127	11,794	116	10,220	127	13,934
更生医療給付	レセプト件数	2,982	92,565	3,253	110,244	3,306	116,179	3,563	128,826	3,704	97,280
育成医療給付	レセプト件数	113	1,543	103	1,497	90	1,804	94	1,402	123	7,205
日中一時支援	延べ日数	4,017	14,992	4,999	16,078	5,719	17,401	5,808	13,765	6,133	13,542
移動支援	延べ時間	984	2,238	761	1,878	612	1,454	726	1,747	552	1,311
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	6	600	6	600	4	323	2	200	2	195
住宅改修費助成	延べ件数	3	516	4	477	3	540	2	81	1	200
日常生活用具給付	延べ件数	1,300	12,323	1,379	12,851	1,281	12,667	1,357	12,064	1,377	12,433
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	58,450	329,839	60,044	309,320	60,302	316,985	60,068	309,355	58,494	297,809
福祉タクシー助成	交付冊数	1,633	31,358	1,690	28,790	1,622	27,122	1,788	26,047	1,592	24,351

※1 共同生活介護(ケアホーム)は、共同生活援助(グループホーム)に一元化(平成26年4月)

## 成人検診、ガン検診実施状況（5年間）

（全年齢）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
				従来の 算出方法	現在の 算出方法	従来の 算出方法	現在の 算出方法	従来の 算出方法	現在の 算出方法
胃がん	対象者数	22,070	22,070	22,070	32,211	20,345	32,102	20,345	32,106
	受診者数	3,939	4,012	2,393	2,393	1,898	1,898	2,102	2,102
	受診率	17.8	18.2	12.6	8.7	21.1	13.4	19.7	12.5
大腸がん	対象者数	22,070	22,070	22,070	40,476	21,815	40,384	21,815	40,345
	受診者数	4,123	4,487	3,739	3,739	3,676	3,676	3,445	3,445
	受診率	18.7	20.3	16.9	9.2	16.9	9.1	15.8	8.5
肺がん	対象者数	22,070	22,070	22,070	40,476	21,815	40,384	21,815	40,345
	受診者数	6,489	6,629	6,420	6,420	6,274	6,274	6,173	6,173
	受診率	29.4	30.0	29.1	15.9	28.8	15.5	28.3	15.3
子宮がん	対象者数	16,479	16,479	16,479	28,214	15,608	27,982	15,608	27,738
	受診者数	1,852	1,280	1,179	1,179	1,206	1,206	1,040	1,040
	受診率	19.9	19.0	14.9	8.7	15.3	8.5	14.4	8.1
乳がん	対象者数	14,175	14,175	14,175	22,246	13,818	22,145	13,818	22,110
	受診者数	1,306	1,208	963	963	939	939	851	851
	受診率	17.2	17.7	15.3	9.8	13.8	8.6	13.0	8.1
前立腺がん	対象者数	3,448	3,448	3,448	9,318	3,042	8,739	3,042	8,511
	受診者数	503	517	504	504	522	522	494	494
	受診率	14.6	15.0	14.6	5.4	17.2	6.0	16.2	5.8
結核	受診者数	5,203	5,515	5,486		5,377		5,248	
	受診率	33.7	35.7	34.3		33.7		32.9	
健康診査	受診者数	12	15	12		10		5	
女性	受診者数	50	63	50		71		35	

※H28から対象者数の算出方法が変更になっています。5年間比較のため、従来の算出方法での受診率も出しております。

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なっております。

※胃がん検診はH28から対象者及び受診方法が変更になり、受診率の算定方法が変則的になっております。

## 議会資料恵与

### (2)その他関係資料(別紙2)

#### 30 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)

年度	26	27	28	29	30
相談件数	173	196	175	124	123
申請件数	69	70	67	58	60
却下件数	4	5	6	5	2

## 児童虐待相談件数、保護件数、保護人数

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
平成26年度	3件	1件	3人
平成27年度	5件	1件	2人
平成28年度	17件	1件	1人
平成29年度	4件	3件	3人
平成30年度	25件	4件	8人
合 計	54件	10件	17人



## 児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	51	48	54	39	50
	延べ利用者数	9,021	7,519	7,862	7,327	8,471
	平均利用人数	30.3	26.1	27.3	25.4	30.0
赤崎	定員	46	46	46	46	46
	申込者数	77	69	72	66	92
	延べ利用者数	12,323	10,862	11,124	11,379	14,055
	平均利用人数	41.4	37.8	38.6	39.4	49.7
須恵	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	89	83	99	118	125
	延べ利用者数	14,104	13,096	13,490	16,105	16,547
	平均利用人数	47.4	45.5	46.8	55.9	58.6
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	51	60	62	71	70
	延べ利用者数	8,996	8,938	9,002	10,530	9,681
	平均利用人数	30.3	31.1	31.2	36.5	34.2
高泊	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	55	67	67	60	70
	延べ利用者数	10,995	11,558	11,608	9,432	11,014
	平均利用人数	37	40.1	40.3	32.7	39.0
高千帆	定員	50	50	50	50	50
	申込者数	91	105	115	130	131
	延べ利用者数	13,046	12,220	13,465	15,719	16,205
	平均利用人数	43.8	42.5	46.7	54.5	56.9
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	40	48	43	46	44
	延べ利用者数	7,541	9,100	6,605	6,877	6,123
	平均利用人数	25.3	31.6	22.9	23.8	21.7
厚狭	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	116	129	144	148	94
	延べ利用者数	15,081	14,990	15,445	16,883	11,918
	平均利用人数	50.7	52.1	53.6	58.6	42.1
出合	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	14	29	40	40	48
	延べ利用者数	3,577	3,735	4,032	4,705	5,647
	平均利用人数	12	13	14	16.3	20.0
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	15	17	16	21	18
	延べ利用者数	1,749	2,602	2,658	3,397	1,969
	平均利用人数	5.8	9	9.2	11.8	7.0
埴生	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	32	35	44	47	42
	延べ利用者数	4,222	3,893	4,769	4,493	4,532
	平均利用人数	14.2	13.6	17	15.6	16.1
津布田	定員	20	20	20	20	20
	申込者数	7	8	13	16	10
	延べ利用者数	1,354	1,172	1,979	1,579	1,599
	平均利用人数	4.6	4.1	6.9	5.5	5.7
第二厚狭	定員					40
	申込者数					47
	延べ利用者数					6,401
	平均利用人数					22.7
合計	定員	496	496	496	496	536
	申込者数	638	698	769	802	841
	延べ利用者数	102,009	99,685	102,039	108,426	114,162
	平均利用人数	342.3	346.3	354.5	376.0	403.7

平成30年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	標準時間						短時間					
		保育料			H31.3.31現在 人数			保育料			H31.3.31現在 人数		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	2
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0	0	46	18	57	0	0	0	0	0	2
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	5,900	3,500	3,500	12	9	20	5,900	3,500	3,500	1	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500	4,900	4,900	4	1	4	6,400	4,800	4,800	0	0	0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000	10,900	10,900	20	9	11	13,800	10,700	10,700	3	1	2
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400	5,300	5,300	11	10	25	7,200	5,100	5,100	0	0	1
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	16,500	16,500	25	9	23	19,200	16,300	16,300	3	4	1
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300	5,700	5,700	1	3	3	8,100	5,500	5,500	1	0	0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	20,000	20,000	16	7	10	22,600	19,700	19,700	0	0	0
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	6,000	6,000	1	0	5	8,800	5,800	5,800	1	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	23,300	23,300	51	18	28	25,100	22,900	22,900	3	4	1
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	25,000	25,000	67	26	47	29,600	24,600	24,600	9	4	3
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	28,000	27,000	64	20	47	31,500	27,500	26,600	2	0	1
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	32,400	28,400	54	29	46	38,400	31,900	27,900	4	2	4
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	32,400	28,400	73	31	57	43,900	31,900	27,900	5	3	4
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	32,400	28,400	52	28	56	45,800	31,900	27,900	6	0	6
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	32,400	28,400	9	9	14	53,700	31,900	27,900	4	2	6
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	32,400	28,400	39	29	36	55,300	31,900	27,900	6	1	3
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	32,400	28,400	13	11	26	60,000	31,900	27,900	1	0	3
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	32,400	28,400	8	3	12	78,700	31,900	27,900	0	1	0
合計					568	271	530				49	22	39

※第2子以降は、条件により減免あり

34 5年間の校区別寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有帆校区	4		9		9		2		2	
高千帆校区	10		9		9		8		6	
高泊校区	9		6		6		5		2	
小野田校区	7		4		3		5		3	
須恵校区	9		7		7		5		3	
赤崎校区	6		3		4		4		2	
本山校区	2		0		0		0		1	
厚狭校区	9		10		9		10		6	
出合校区	7		6		6		2		0	
厚陽校区	1		4		5		2		1	
埴生校区	3		0		0		1		1	
津布田校区	2		2		2		2		1	
計	69	277	60	272	60	266	46	297	28	329

(寝たきり:各年度調査時点(6月中旬)現在)

(緊急通報:各年度3月末現在)

35 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額

(金額:千円)

(各年度3月末現在)

	利用者数	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
在宅改修支援事業	延べ人数	2	4	0	0	0	0	0	0	1	2,000
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	3	68	4	24	1	7	7	967	7	886
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	77	106	62	112	48	110	5	21	4	9
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	6	660	4	450	3	330	2	240	2	240
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	70	1,400	54	1,080	49	980	-	-	0	0
軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業	延べ人数	874	1,512	763	1,266	802	1,462	-	-	-	-
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	-	-	859	10,643	1,529	18,923
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	-	-	1,679	36,234	4,298	88,855
通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	-	-	3,818	10,298	-	-
介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】	延べ人数	7,068	21,267	6,884	20,652	6,787	20,361	1,716	4,655	-	-
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	42	161	31	112	20	73	20	73	24	95
寝具乾燥事業	延べ人数	66	333	87	421	86	453	76	362	60	237
入浴サービス事業	延べ人数	109	879	65	518	40	319	45	359	51	292
高齢者実態把握事業	延べ人数	2,322	6,269	2,369	6,396	2,393	6,462	2,173	5,957	2,093	5,652
配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	-	-	-	-	-	-	5,323	2,462	-	-
配食サービス事業【任意事業】	延べ人数	14,340	6,175	9,920	4,675	9,673	4,548	2,820	1,311	-	-
紙おむつ助成事業	延べ人数	849	4,790	851	4,732	799	4,542	700	4,063	512	2,982
緊急通報システム台数 (H25.8より安心相談ナースホン事業)	実人数	277	7,104	272	6,963	266	4,748	297	3,872	329	4,396
福祉電話	実人数	33	766	27	656	28	619	26	578	27	559

※平成29年度から総合事業開始に伴い、軽度生活援助(生活支援型ホームヘルプサービス)事業を廃止し、訪問型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)及び通所型サービス(介護・予防生活支援サービス事業)を開始。また、総合事業対象者の介護予防型デイサービス事業利用者は、通所型サービス事業(いきいき型)へ、配食サービス事業(任意事業)利用者は配食サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)にそれぞれ変更となった。  
寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

## ファミリーサポートセンターの利用実績

## 利用件数

年度	利用件数
平成28年度	872件
平成29年度	1,261件
平成30年度	610件

## 会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
平成28年度	272人	43人	28人	343人
平成29年度	279人	44人	30人	353人
平成30年度	286人	42人	29人	357人

# 37

## DV相談件数 (市民生活課)

年度	件数
30	43
29	41
28	54
27	41
26	20



山陽小野田市中心央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中心央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）福祉センターの使用の許可に関する業務
- （2）福祉センターの維持管理に関する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

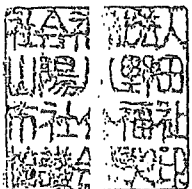
第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等

並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。



2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成30年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成31年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)
平成32年度	金12,320,000円 (消費税及び地方消費税相当額に相当する金額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。



(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成30年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

(1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することがで

きる。

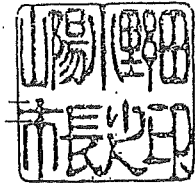
(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号  
社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会  
会 長 森 田 純



別記1 (第2条関係)

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項  
施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週(日、月、火、木、金、土曜日) 8:30~22:00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂(開設日)
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

## リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など(予算案の不承認、政策変更等)	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など(不可抗力を除く)		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3 (第16条関係)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報



の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

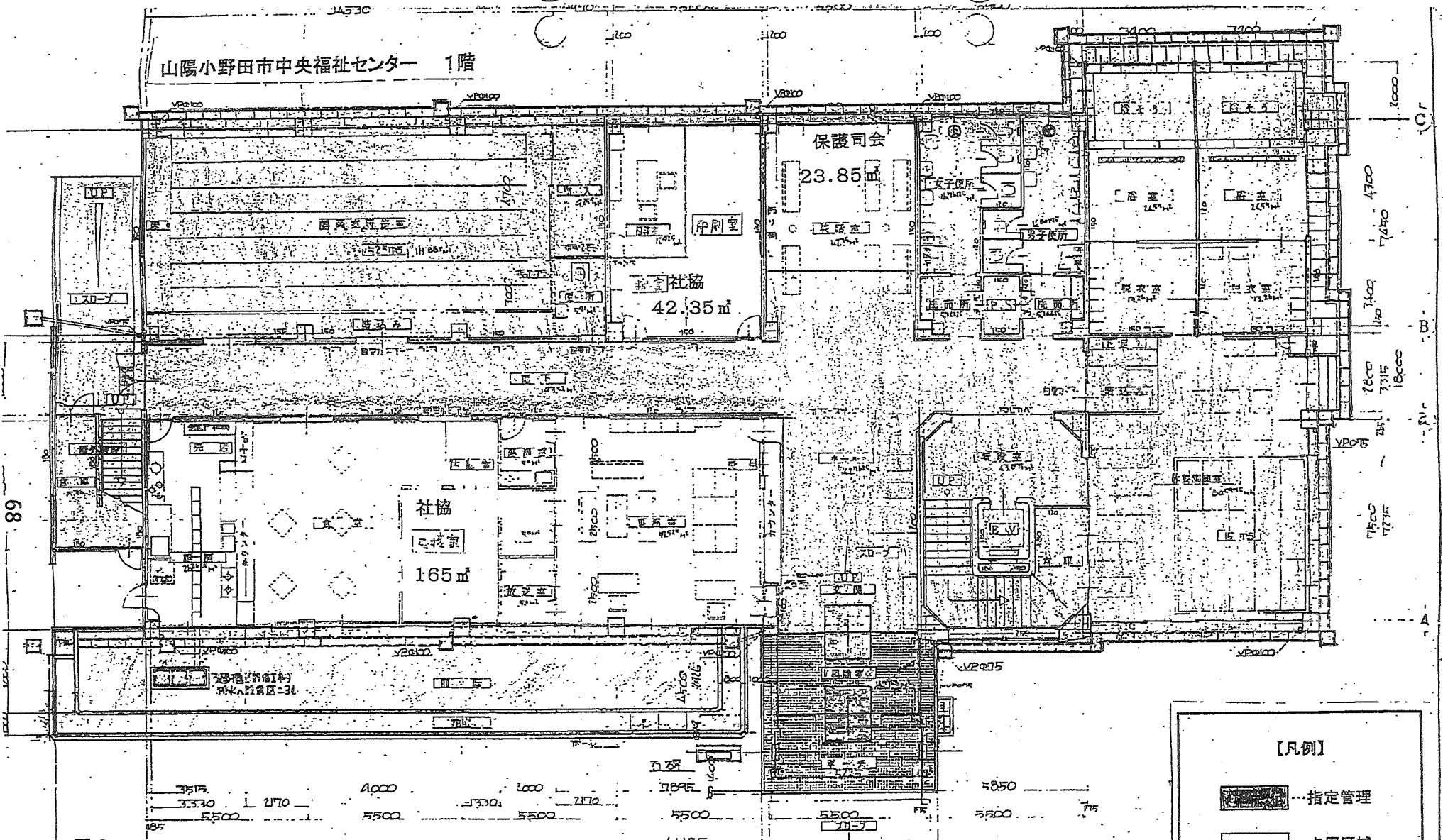
(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

山陽小野田市中央福祉センター 1階



**【凡例】**

- ...指定管理
- ...占用区域

階層	床面積	建築面積	備考
1階	411.00	16.111	2.6 × 3.2 = 8.32
2階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
3階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
4階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
5階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
6階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
7階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
8階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
9階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
10階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
11階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
12階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
13階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
14階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
15階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
16階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
17階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
18階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
19階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
20階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
21階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
22階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
23階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
24階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
25階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
26階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
27階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
28階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
29階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
30階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
31階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
32階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
33階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
34階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
35階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
36階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
37階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
38階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
39階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
40階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
41階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
42階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
43階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
44階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
45階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
46階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
47階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
48階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
49階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29
50階	0.00	0.000	2.7 × 2.7 = 7.29

小野田市福祉センター新築工事設計図

1階平面図

縮尺 1/100

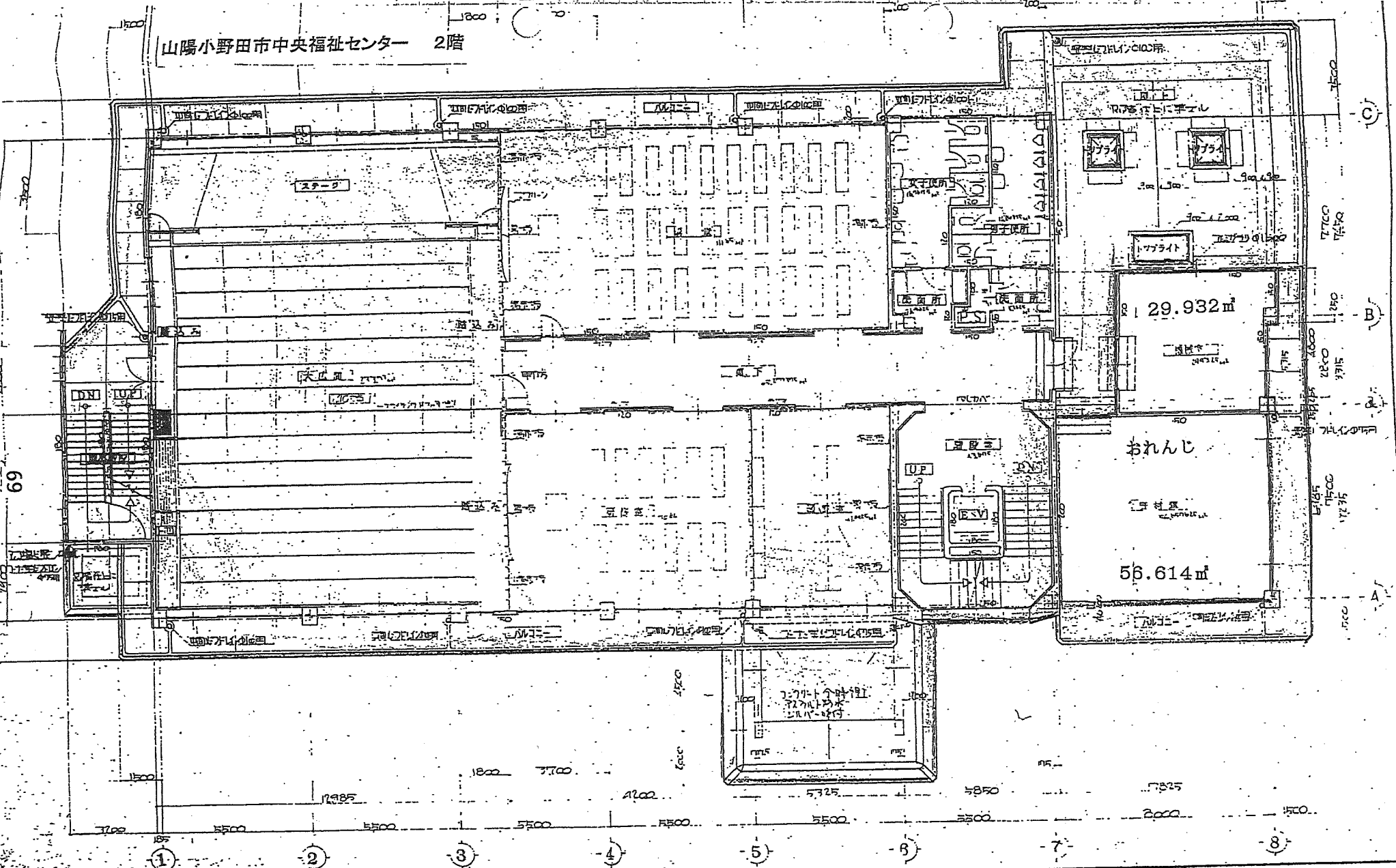
番号 8

藤原山下設計事務所

〒752-0201 山陽小野田市中央福祉センター1階 TEL 083-877-4000  
 代表取締役 藤原重喜

山陽小野田市中央福祉センター 2階

69



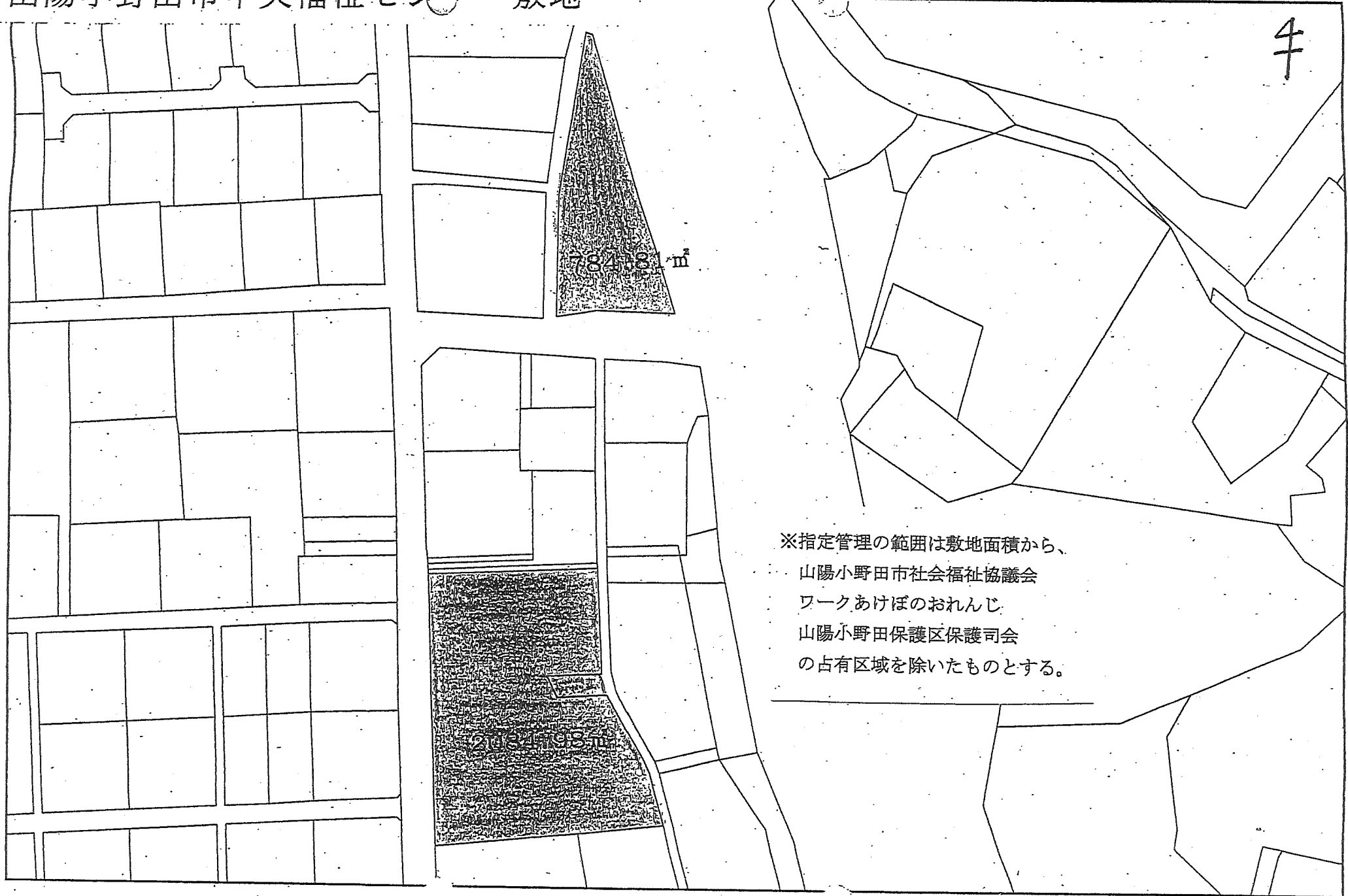
階床面積	18°	19°	20°
1F	17,984	17,984	17,984
2F	17,984	17,984	17,984
3F	17,984	17,984	17,984
4F	17,984	17,984	17,984
5F	17,984	17,984	17,984
6F	17,984	17,984	17,984
7F	17,984	17,984	17,984
8F	17,984	17,984	17,984
9F	17,984	17,984	17,984
10F	17,984	17,984	17,984
11F	17,984	17,984	17,984
12F	17,984	17,984	17,984
13F	17,984	17,984	17,984
14F	17,984	17,984	17,984
15F	17,984	17,984	17,984
16F	17,984	17,984	17,984
17F	17,984	17,984	17,984
18F	17,984	17,984	17,984
19F	17,984	17,984	17,984
20F	17,984	17,984	17,984

設計者 藤原山下設計事務所

小野田市福祉センター新築工事設計図			
2階平面図	縮尺	1/100	番号 9
〒750-0001 山陽小野田市下町1丁目1番地 TEL 0854-22-1111 代表取締役 藤原重喜			

山陽小野田市中央福祉センター敷地

総敷地面積2869.79㎡



※指定管理の範囲は敷地面積から、  
山陽小野田市社会福祉協議会  
ワークあげぽのおれんじ  
山陽小野田保護区保護司会  
の占有区域を除いたものとする。

収入印紙	第1回業務委託変更契約書	
件名	平成30年度児童クラブ保育業務委託	
場所	各児童クラブ	
完了期限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 81,989,000 円を 79,056,427 円 2,932,573 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 ー 円)	
契約保証金	免除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	年度途中の児童退所、土曜日利用の児童数の減、障害児加配の減により、人件費が減額となったため。	
その他事項		

平成30年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。

この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。

平成31年3月31日

甲

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛

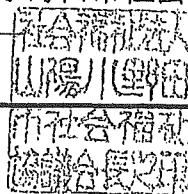
所在地

山口県山陽小野田市千代町一丁目2-28

乙

氏名・名称  
及び代表者

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



# 予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サービス区分全サービス区分別

1 / 2

平成30年04月01日から平成31年03月31日

科 目	当初予算額	拠点区分		流用額	平成30年04月01日から平成31年03月31日				
		補正額	計(1)		計(2)	執行額	執行残額	執行率	
事業活動による収入									
受託金収入	81989000	0	81989000	0	81989000	81989000	0	100.00	
市町村受託金収入	81989000	0	81989000	0	81989000	81989000	0	100.00	
児童クラブ事業受託金収入	81989000	0	81989000	0	81989000	81989000	0	100.00	
事業活動による収入 合計	81989000	0	81989000	0	81989000	81989000	0	100.00	
事業活動による支出									
人件費支出	81989000	-588000	81401000	0	81401000	78504547	2896453	96.44	
職員給料支出	75146000	0	75146000	0	75146000	72213427	2932573	96.10	
職員俸給支出	18379000	471000	18850000	0	18850000	18713635	136365	99.28	
職員諸手当支出	15214000	-267000	14947000	0	14947000	15021261	-74261	100.50	
扶養手当	3165000	738000	3903000	0	3903000	3692374	210626	94.60	
通勤手当	192000	48000	240000	0	240000	234000	6000	97.50	
超過勤務手当	1138000	36000	1174000	0	1174000	920620	253380	78.42	
役職手当	1751000	402000	2153000	0	2153000	2228915	-75915	103.53	
諸手当	0	252000	252000	0	252000	244839	7161	97.16	
職員賞与支出	84000	0	84000	0	84000	64000	20000	76.19	
職員賞与支出	3273000	-325000	2948000	0	2948000	2902320	45680	98.45	
非常勤職員給与支出	3273000	-325000	2948000	0	2948000	2902320	45680	98.45	
非常勤職員給与支出	49928000	31000	49959000	0	49959000	47315358	2643642	94.71	
法定福利費支出	49928000	31000	49959000	0	49959000	47315358	2643642	94.71	
事業費支出	3566000	-177000	3389000	0	3389000	3282114	106886	96.85	
保健衛生費支出	3968000	-383000	3585000	0	3585000	3208235	376765	89.49	
水道光熱費支出	273000	-57000	216000	0	216000	124568	91432	57.67	
燃料費支出	1966000	560000	2526000	0	2526000	2383876	142124	94.37	
消耗器具備品費支出	20000	-4000	16000	0	16000	0	16000	0.00	
保険料支出	1445000	-771000	674000	0	674000	626852	47148	93.00	
車輦費支出	24000	0	24000	0	24000	17970	6030	74.88	
事務費支出	240000	-111000	129000	0	129000	54969	74031	42.61	
福利厚生費支出	2875000	-205000	2670000	0	2670000	3082885	-412885	115.46	
旅費交通費支出	585000	-215000	370000	0	370000	194796	175204	52.65	
研修研究費支出	120000	-20000	100000	0	100000	0	100000	0.00	
職員研修費支出	240000	-168000	72000	0	72000	43928	28072	61.01	
事務消耗品費支出	240000	-168000	72000	0	72000	43928	28072	61.01	
印刷製本費支出	1330000	154000	1484000	0	1484000	2356962	-872962	158.82	
修繕費支出	360000	0	360000	0	360000	354573	5427	98.49	
通信運搬費支出	0	2000	2000	0	2000	1200	800	60.00	
広報費支出	0	33000	33000	0	33000	31534	1466	95.56	
業務委託費支出	120000	-46000	74000	0	74000	43740	30260	59.11	
雑支出	0	55000	55000	0	55000	50652	4348	92.09	
事業活動による支出 合計	120000	0	120000	0	120000	6500	114500	4.58	
増減差額	81989000	-588000	81401000	0	81401000	78504547	2896453	96.44	
施設整備等による支出									
固定資産取得支出	0	588000	588000	0	588000	551880	36120	93.86	
器具及び備品取得支出	0	588000	588000	0	588000	551880	36120	93.86	
施設整備等による支出 合計	0	588000	588000	0	588000	551880	36120	93.86	

72

社会協  
予算執行状況



## 山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

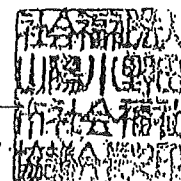
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



## 別記 1

### 管理業務仕様書

#### 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通じ、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

#### 2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

#### 3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

## 別記 2

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資 金 調 達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施 設 ・ 設 備 の 損 傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。



## 山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

### （管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。  
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

- 2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。
- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

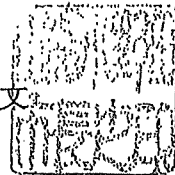
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

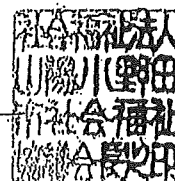
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



## 別記1

### 管理業務仕様書

#### 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

#### 2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

#### 3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

## 別記 2

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴い、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

## 山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

### （管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2. 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

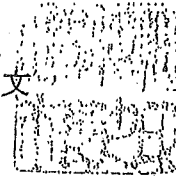
(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

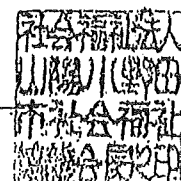
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。  
施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
- (2) 施設の清掃に関すること。  
施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。  
施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	



	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしではならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

## 山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

### （管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。  
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



## 別記 1

### 管理業務仕様書

#### 1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

#### 2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

#### 3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。



別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

## 山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

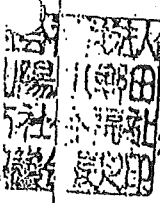
第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

2. 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開  
条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより  
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置  
を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った  
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を  
整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は  
特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定するこ  
とができる。

(協議)

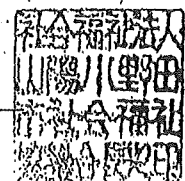
第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない  
事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印  
のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純





## 別記 1

### 管理業務仕様書

#### 1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

#### 2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

#### 3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

## 別記 2

## リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力、	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1. 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2. 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

## 山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2. 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

### （管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2. 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

### （指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2. 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。  
(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの



に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

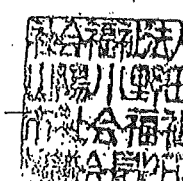
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

## 別記 2

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺・地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理 由に よる 事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

## 山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前条各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

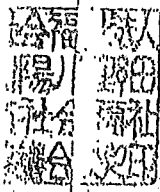
第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成28年度の事業計画書については当該当年度開始後速や

かに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後3か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないとき。



2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後3か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は整備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第3者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第3者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するにあたっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

に限る) について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

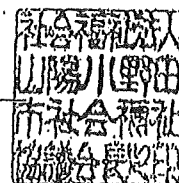
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成28年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



## 別記 1

### 管理業務仕様書

#### 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置目的に必要なこと。

#### 2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。

- (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。

- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

#### 3 その他

- (1) 休館日及び開館時間は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童厚生員は、保育士の資格、又は幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれかの教諭資格を持っていること。
- (3) 児童厚生員の研修会等に積極的に参加し、児童厚生員の資質向上を図ること。

## 別記 2

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	入件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用 者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外		○
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に 支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なく された場合の経費及びその後の維持管理経費にお ける当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、 争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責に も帰すことができない自然的又は人為的な現象）に 伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業 履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りに よるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって 生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によっ て生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、3万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,524,000円
平成30年度	金6,524,000円
平成31年度	金6,524,000円
平成32年度	金6,524,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,405,000円
平成29年度	金6,405,000円
平成30年度	金6,405,000円
平成31年度	金6,464,000円
平成32年度	金6,524,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純





## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,441,000円
平成30年度	金6,441,000円
平成31年度	金6,441,000円
平成32年度	金6,441,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,324,000円
平成29年度	金6,324,000円
平成30年度	金6,324,000円
平成31年度	金6,383,000円
平成32年度	金6,441,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,580,000円
平成30年度	金6,580,000円
平成31年度	金6,580,000円
平成32年度	金6,580,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,460,000円
平成29年度	金6,460,000円
平成30年度	金6,460,000円
平成31年度	金6,520,000円
平成32年度	金6,580,000円

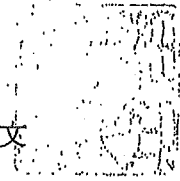
」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人  
山陽小野田市社会福祉協議会  
会長 森田純



## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,631,000円
平成30年度	金6,631,000円
平成31年度	金6,631,000円
平成32年度	金6,631,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,511,000円
平成29年度	金6,511,000円
平成30年度	金6,511,000円
平成31年度	金6,571,000円
平成32年度	金6,631,000円

」と

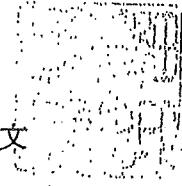
する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

### 第6条中

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,573,000円
平成30年度	金6,573,000円
平成31年度	金6,573,000円
平成32年度	金6,573,000円

」を

「

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,454,000円
平成29年度	金6,454,000円
平成30年度	金6,454,000円
平成31年度	金6,513,000円
平成32年度	金6,573,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

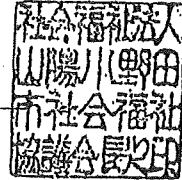
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文

乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純





## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

### 第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,228,000円
平成30年度	金6,228,000円
平成31年度	金6,228,000円
平成32年度	金6,228,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,114,000円
平成29年度	金6,114,000円
平成30年度	金6,114,000円
平成31年度	金6,171,000円
平成32年度	金6,228,000円

」と

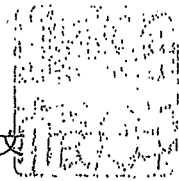
する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



## 変更協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成28年4月1日両者間に締結した山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第6条中

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,480,000円
平成30年度	金6,480,000円
平成31年度	金6,480,000円
平成32年度	金6,480,000円

」を

対象年度	指定管理料の額
平成28年度	金6,362,000円
平成29年度	金6,362,000円
平成30年度	金6,362,000円
平成31年度	金6,421,000円
平成32年度	金6,480,000円

」と

する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 白井博文



乙 社会福祉法人

山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数/金額)		返済額	未収発生額
平成26年度	16	113,700	140,984	0
平成27年度	17	122,260	135,419	5,077
平成28年度	17	129,900	112,592	0
平成29年度	15	93,300	111,528	0
平成30年度	24	145,750	127,570	0

(農業従事者数)

◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	専兼業別農家数(販売農家)				自給的農家	経営耕地規模別農家数(販売農家)					
			専業	兼業				0.5ha未満	0.5ha~1.0ha	1.0ha~1.5ha	1.5ha~2.0ha	2.0ha~3.0ha	3.0ha以上
				計	第1種	第2種							
2015	山陽小野田市	913	188	293	36	257	432	107	198	83	36	24	33
2010	山陽小野田市	1,197	218	448	30	418	531	157	294	115	40	23	37
増減数	計	-284	-30	-155	6	-161	-99	-50	-96	-32	-4	1	-4

※1 「2010年世界農林業センサス」、「2015年農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

※5 「専業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人もない農家をいいます。

※6 「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者がいる農家をいい、家として農業と兼業のいずれの所得が主であるかにより、第1種兼業農家(農業が主)と第2種兼業農家(兼業が主)に区分しています。

## 資料NO.40

## 耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
H26	1,470	242
H27	1,440	257
H28	1,440	268
H29	1,430	275
H30	1,420	289

No.41

## 陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H26

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	48	27	6	33	24
高泊	3	21	32	53	7
梶	3	13	19	32	13
埴生	77	28	9	37	28
計	131	89	66	155	72

H27

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	41	25	5	30	20
高泊	9	21	32	53	5
梶	3	13	17	30	10
埴生	68	23	7	30	24
計	121	82	61	143	59

H28

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	47	22	5	27	20
高泊	2	15	23	38	5
梶	4	11	16	27	9
埴生	61	22	8	30	23
計	114	70	52	122	57

H29

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	64	22	5	27	20
高泊	4	13	23	36	4
梶	4	11	16	27	9
埴生	55	22	8	30	23
計	127	68	52	120	56

H30

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	63	20	5	25	20
高泊	8	13	22	35	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	45	19	9	28	20
計	120	62	53	115	53



## 県事業負担金(平成26～30年度)実績&lt;工事別&gt;

(単位:円)

事業名	地区名	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	5,000,000	5,000,000	5,000,000	2,340,000	2,832,000
〃	黒崎開作	3,000,000	2,000,000	4,903,000	2,300,000	5,200,000
農地耕作条件改善事業	後潟上				7,440,000	960,000
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	9,480,000	22,656,000	28,920,000	3,960,000	1,860,000
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東			37,804	1,111,080	1,111,200
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆他	44,500,000	24,084,000	34,812,500	45,443,500	32,895,000
県営基盤整備促進事業	赤川		278,000	1,960,000		
合計		61,980,000	54,018,000	75,633,304	62,594,580	44,858,200

## 42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年度	H26	H27	H28	H29	H30	計	備考
費目							
土木総務費	0	3,180,816	4,168,800	2,197,584	4,499,856	14,047,056	
道路橋りょう費	23,595,375	18,574,093	8,092,619	7,897,540	13,357,563	71,517,190	
河川費	4,680,504	5,704,020	1,608,984	1,431,216	2,673,540	16,098,264	
港湾費	10,935,432	13,968,234	13,818,600	19,266,930	24,452,658	82,441,854	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	19,575,894	20,209,381	20,802,564	14,832,486	16,562,724	91,983,049	
計	58,787,205	61,636,544	48,491,567	45,625,756	61,546,341	276,087,413	

## 42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H26	H27	H28	H29	H30
	金額	4,950,072	9,997,528	11,495,025	18,930,636	33,175,025

### 43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
平成30年度(H29.10.1~H30.9.30)	852,481	130,327

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

## 小規模土地改良事業（平成26～30年度）実績

（単位：円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請件数	9	13	13	4	16
実施件数	11	11	16	10	20
継続事業	4	2	1	5	5
取下げ	1	1	2	2	2
工事費（円）	12,468,319	13,090,316	12,670,640	13,255,099	26,675,806
補助金額（円）	8,310,000	8,543,000	8,384,000	8,455,000	17,379,000
地元負担額（円）	4,158,319	4,547,316	4,286,640	4,800,099	9,296,806
繰越件数	23	26	22	19	18

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H26	47件	51件	43,393,000	34,714,000
H27	59件	74件	53,132,278	41,321,000
H28	33件	42件	49,995,915	38,101,000
H29	49件	63件	38,428,567	32,536,000
H30	43件	54件	36,193,621	26,625,000

#### 46. 有帆緑地の受入状況及び借入金返済状況(5年間)

##### 有帆緑地処分場の受入状況

(土木課)

	建設残土(50円/100kg)	産業廃棄物(210円/100kg)	合計
	土砂等	陶磁器くず及びがれき類	
	上段:金額(円)	上段:金額(円)	上段:金額(円)
	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )	中段:搬入量(m <sup>3</sup> )
	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)	下段:埋立率(%)
平成26年度 (H26.4.1~H27.3.31)	25,079,950	50,820	25,130,770
	27,847	11	27,858
	9.3	0.0	9.3
平成27年度 (H27.4.1~H27.3.31)	19,123,350	1,683,360	20,806,710
	21,248	349.0	21,597.0
	7.1	0.1	7.2
平成28年度 (H28.4.1~H29.3.31)	15,406,250	0	15,406,250
	17,188	0.0	17,188
	5.7	0.0	5.7
平成29年度 (H29.4.1~H29.4.24)	3,130,750	0	3,130,750
	3,478	0.0	3,478
	1.2	0.0	1.2
平成30年度	0	0	0
	0	0.0	0
	0.0	0.0	0.0
合計	62,740,300	1,734,180	64,474,480
	69,761	360	70,121
	23.3	0.1	23.4

※有帆緑地については、平成29年4月末で受入れを終了している。

46. 有帆緑地開所以来の受入状況及び借入金返済状況

有帆緑地借入金返済状況

年 度	償還額(円)
13	66,918,400
14	124,707,200
15	182,684,352
16	179,215,196
17	175,746,040
18	172,276,882
19	168,807,724
20	165,338,568
21	161,869,411
22	158,400,255
23	154,931,097
24	151,461,940
25	147,992,784
26	144,523,628
27	141,054,488
28	137,215,568
29	133,756,696
30	130,297,821
31	126,838,947
32	123,380,136
合計	2,947,417,133



#### 47 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
戸数計	1,464	1,464	1,463	1,463	1,460

水洗化実施数

(単位:戸)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

#### 48 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収納額	200,628,655	196,923,151	195,991,412	187,610,120	184,855,900
滞納額	15,456,542	15,253,191	14,646,379	15,692,559	17,153,159

#### 49 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(平成30年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも30年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は平成31年3月31日現在

※平成19年4月1日より随時募集停止のため待機者なし。

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	6	2	6	13
2 赤崎	0	0	1	4
3 古開作第二	27	9	10	33
4 古開作	9	2	3	23
5 古開作第一			0	7
6 港	9	0	2	7
7 叶松	0	2	2	75
8 南中川第二			0	10
9 南中川山手	1	0	0	2
10 神帆	13	1	4	4
11 平原	22	3	2	67
12 有帆	8	2	6	47
小野田地区計	95	21	36	292
13 西善寺	1	0	0	8
14 成松	0	0	0	1
15 萩原	2	2	1	43
16 南萩原	3	2	0	6
17 石丸	0	0	1	12
18 厚陽	1	1	1	9
19 大河内	2	0	3	19
20 漁民アパート			1	12
21 大喜園			1	8
22 吉田地			0	4
23 前場	2	3	2	4
山陽地区計	11	8	10	126
市合計	106	29	46	418

50. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

有料公園施設名称		(人)・(円)				
		H26	H27	H28	H29	H30
浜河内緑地庭球場	利用人数	2,825	3,017	3,036	2,806	2,411
	収入額	474,150	514,250	586,200	457,200	399,350
須恵健康公園庭球場	利用人数	5,100	5,566	6,040	7,608	6,473
	収入額	703,750	752,750	877,050	910,200	842,000
東沖緑地庭球場	利用人数	2,489	3,535	2,820	2,888	2,770
	収入額	316,750	469,350	356,700	384,100	359,750
江汐公園庭球場	利用人数	6,124	6,308	6,016	5,745	5,920
	収入額	1,624,227	1,694,520	1,810,740	1,741,670	1,675,560
須恵コミュニティ体育館	利用人数	9,428	9,705	10,822	10,381	9,523
	収入額	562,860	608,820	638,240	649,000	666,700
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	32,059	35,266	30,878	35,260	32,705
	収入額	10,856,400	11,246,990	10,045,931	10,620,240	10,939,100
江汐公園キャンプ場	利用人数	723	950	723	1,063	835
	収入額	124,650	164,600	130,925	186,200	148,350

51. 5年間の公園維持管理料委託料

		(円)				
公園管理委託料	年度	H26	H27	H28	H29	H30
		金額	19,542,558	21,350,308	25,173,118	10,585,438

## 52 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成26年度	577,593,717	39,234,694	616,828,411	570,673,474	9,407,717	580,081,191	6,920,243	29,826,977	36,747,220	98.80	23.98	94.04
平成27年度	591,965,670	28,127,821	620,093,491	587,098,892	8,022,178	595,121,070	4,866,778	20,105,643	24,972,421	99.18	28.52	95.97
平成28年度	600,510,474	17,826,062	618,336,536	596,035,190	5,454,340	601,489,530	4,475,284	12,371,722	16,847,006	99.25	30.60	97.28
平成29年度	613,714,269	14,115,572	627,829,841	609,499,277	4,656,812	614,156,089	4,214,992	9,458,760	13,673,752	99.31	32.99	97.82
平成30年度	671,979,180	11,881,055	683,860,235	561,251,772	4,826,521	566,078,293	110,727,408	7,054,534	117,781,942	83.52	40.62	82.78

※平成30年度は、公営企業会計移行に伴い打ち切り決算としているため、出納整理期間（4～5月）に収入される2か月分の使用料が滞納額に計上されている。

### 53. 港湾施設利用料状況(利用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料 (円)	面積 (㎡)	備考
H 2 6	6社	14,358,100	9,767	H27年1月 6社のうち1社減
H 2 7	7社	14,534,900	10,123	H27年11月、H28年2月 各1社増
H 2 8	7社	14,688,010	10,123	
H 2 9	7社	14,697,730	10,123	
H 3 0	7社	14,742,030	10,123	

共英製鋼株式会社  
 富士商株式会社  
 桜山産業株式会社  
 共立株式会社  
 ソフトバンクモバイル株式会社  
 中国電力株式会社  
 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

#### 54 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
助成件数(件)	180	174	181
助成金額(円)	10,000,000	9,850,000	9,920,000

#### 55 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
耐震診断補助	10	18	9
耐震改修補助	1	1	0

56 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
平成28年度	4	59,869
平成29年度	5	32,824
平成30年度	6	6,850

## 57 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
1	本山	2,597,701	2,720,342	2,295,494	1,490,515	1,534,689
2	赤崎	313,838	23,436	193,784	552,068	0
3	古開作第二	3,821,508	6,090,275	5,322,145	4,452,697	7,003,915
4	古開作	2,548,393	2,618,173	2,786,365	2,167,912	4,371,698
5	古開作第一	0	0	20,520	0	0
6	港	1,200,724	1,644,763	1,651,505	1,631,735	670,626
7	叶松	1,242,756	929,264	1,006,344	1,119,571	1,728,594
8	南中川第二	0	0	0	0	97,200
9	南中川山手	367,307	316,800	357,761	594,000	128,952
10	平原	755,081	396,886	738,185	310,492	325,944
11	神帆	111,996	390,796	516,726	369,468	882,694
12	有帆	2,148,670	903,503	1,304,293	1,009,152	2,150,592
13	西善寺	592,893	538,121	228,642	237,456	631,492
14	成松	29,376	12,528	7,128	0	0
15	萩原	2,005,987	699,888	1,105,163	1,467,644	1,102,424
16	南萩原	1,577,169	931,071	325,490	979,997	834,273
17	石丸	271,620	263,952	749,451	187,920	99,435
18	厚陽	258,682	1,273,536	262,461	269,104	785,139
19	大河内	628,162	2,116,917	704,720	1,370,489	1,036,326
20	漁民アパート	0	61,560	0	0	259,632
21	大喜園	81,000	21,600	0	0	60,480
22	吉田地	0	0	361,320	14,040	0
23	前場	611,064	862,780	600,631	2,413,448	1,125,554
						0
	その他	217,648	62,856	54,787	72,116	46,768
	合計	21,381,575	22,879,047	20,592,915	20,709,824	24,876,427

## 58. 平成30年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属	款-項目	節-細節	修繕内容	金額
情報管理課	02-01-04	11-06修繕料	山陽小野田市インドラケーブル移設事業	756,000
文化振興課	02-01-24	11-06修繕料	文化会館 中央監視端末伝送装置修繕	1,836,000
文化振興課	02-01-24	11-06修繕料	文化会館 吸収冷温水機操作盤修繕	1,728,000
文化振興課	02-01-25	11-06修繕料	きららガラス未来館 外灯修繕	702,000
スポーツ振興課	02-01-27	11-06修繕料	小野田運動広場 トイレ給水管布設替事業	880,200
シティセールス課	02-01-30	11-06修繕料	市民館 ロビー天井及び防水補修	842,400
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 1号炉バグフィルタスクリーク修理	989,840
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 2号炉バグフィルタスクリーク修理	999,000
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター マニュアルトランスミッション取替	676,998
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター モーターポンプ整備	3,142,800
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 空気圧縮機整備	1,825,200
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 排ガス分析測定器整備業務	4,212,000
環境課	04-02-02	11-06修繕料	環境衛生センター 排出シリンダー油漏れ点検整備	599,454
環境課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター L原圧送ポンプB号機用インバータ取替修繕	818,640
環境課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 凝集沈殿槽集泥装置修繕	1,086,960
環境課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気圧縮機A号機整備	626,400
環境課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 空気溶解機定期整備	5,724,000
環境課	04-02-03	11-06修繕料	小野田浄化センター 破砕機A号機整備	1,826,200
商工労働課	05-01-01	11-06修繕料	労働会館 非常放送設備取替	789,372
商工労働課	05-01-01	11-06修繕料	雇用能力開発支援センター ブロック塀修繕	518,400
農林水産課	06-02-02	11-06修繕料	菩提寺山送水ポンプ場 吐出電動弁修繕	984,570
農林水産課	06-03-01	11-06修繕料	西の浜排水機場 雨水ポンプエンジン修繕	8,325,720
商工労働課	07-01-05	11-06修繕料	商工センター 外壁不具合修繕	864,000
土木課	08-02-03	11-06修繕料	山陽小野田市内一円舗装補修	17,036,920
土木課	08-03-01	11-06修繕料	六の割ポンプ場 1号ポンプ修繕	648,000
都市計画課	08-05-02	11-06修繕料	竜王山公園 多目的施設雨水給水ポンプ修繕	712,800
建築住宅課	08-06-01	11-06修繕料	古開作団地 給水管修繕	2,374,152
社会教育課	10-05-02	11-06修繕料	埴生公民館 ブロック塀撤去	817,560
社会教育課	10-05-02	11-06修繕料	須恵公民館 空調設備修繕	1,078,920
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 No1ボイラー修繕	4,559,479
社会教育課	10-05-05	11-06修繕料	きらら交流館 調理室漏水修繕及び研修室温水器取替	1,043,280
社会教育課	10-05-06	11-06修繕料	青年の家 ブロック塀撤去	578,880
総計				69,541,145



59. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
企画政策課	山陽小野田市婚活支援事業業務	一般社団法人やまぐち定住促進県民活動ネットワーク(らくよりドットコム)	972,000
市民生活課	市民の元気づくり講演会事業	株式会社山崎亮事務所	500,000
文化振興課	「アンドレ・アンリ トランペットとブラスの饗宴」ポスター等デザイン・印刷業務委託	有限会社原印刷所	172,800
	「アンドレ・アンリ トランペットとブラスの饗宴」公演業務委託料	Henry Andre ピアニスト	467,758 278,427
	「アンドレ・アンリ トランペットとブラスの饗宴」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	9,000
	「アンドレ・アンリ トランペットとブラスの饗宴」照明管理費	有限会社エフェクト	54,000
	「アンドレ・アンリ トランペットとブラスの饗宴」舞台進行費	有限会社エフェクト	32,400
	「山響サマーコンサート」ポスター及びチラシ印刷業務	島田印刷	81,000
	「山響サマーコンサート」指揮者招聘委託料	山口県交響楽団	230,000
	「山響サマーコンサート」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	6,000
	「第12回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」ポスター等印刷業務	有限会社原印刷所	129,600
	「第12回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」音響照明費	有限会社エフェクト	151,200
	「第12回やまぐち少年少女合唱祭in山陽小野田」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	9,000
	「第24回山陽小野田市ピアノマラソン大会」実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	47,000
	「第24回山陽小野田市ピアノマラソン大会」照明管理費	有限会社エフェクト	81,000
	子ども文化ふれあい事業に係る公演業務委託料	山口県交響楽団	260,000
	子ども文化ふれあい事業に係る実行委員会委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	6,000
	子ども文化ふれあい事業に係る送迎業務委託	船木鉄道株式会社	585,360
	市民文化祭会場設営業務委託	株式会社昇栄	70,200
	かるた教室事業委託料	山陽小野田かるた協会	15,000
スポーツ振興課	市民ふれあいスポーツ大会委託料	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	166,472
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	112,769
シティセールス課	レノファ山口パートナーシップ事業 業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	「ナナシマテ観光物産フェア」PRブース設営業務	株式会社 JR西日本コミュニケーションズ	49,248
都市計画課	「山口ゆめ花博市町実施事業」連携会場スタンプラリー実施業務委託	株式会社昇栄	194,832
	山口ゆめ花博市町デー ジェルキャンドル作り体験業務委託	小野田ガラス株式会社	90,120
	山口ゆめ花博市町デー ステージイベント司会業務委託	株式会社 FM山陽小野田	32,400
	山口ゆめ花博市町デー ステージ音響オペレーター業務委託	有限会社エフェクト	74,455
	山口ゆめ花博市町デー テント設営業務委託	有限会社アシスト	36,720

60 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
下津保育園	子育て支援課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅前駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課

\*契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。

土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫山 1 0 6 6 番 1  
1 0 6 6 番 3  
1 0 5 8 番 4

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,091.11 m<sup>2</sup>

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求

しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用（印紙税を除く）については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲

[Redacted signature]

[Redacted seal]

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛

三

## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約と締結する。

### (賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡 1997 番地 1
- (2) 地積 1998.5 m<sup>2</sup> (うち 453 m<sup>2</sup>)

### (使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を駐車場として使用するものとする。

### (賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### (賃借料)

第4条 物件の賃借料は無償とする。

### (転貸の禁止等)

第5条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

### (維持管理)

第6条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

### (契約の解除)

第7条 甲は、第5条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。

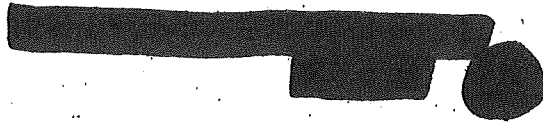
(定めのない事項)

第8条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲

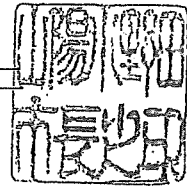


乙

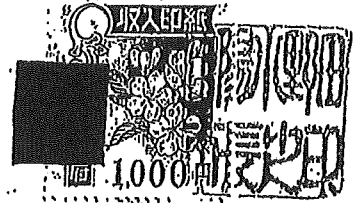
山陽小野田市日の出1丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛二



# 土地賃貸借契約書



賃貸人 [redacted] (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-1	2,415.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946-4	2,098.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947-2	5,178.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-2	62.0 m <sup>2</sup>
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945-13	62.0 m <sup>2</sup>

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m<sup>2</sup>

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額618,420円 (生産者米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を平成30年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、生産者米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

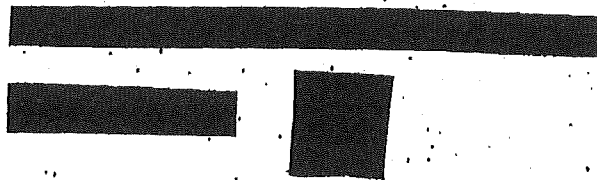
第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

賃貸人(甲)



賃借人(乙) 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛





NK管理番号：040406

西日本開山口事 第170162号  
平成30年1月18日



## 土地賃貸借更新契約書

JR西日本不動産開発株式会社（以下「甲」という。）と、山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### （契約更新）

第1条 本契約は、甲と乙との間に締結された次の賃貸借契約（以下「原契約」という。）を更新するものである。

### 〔更新する契約物件の表示〕

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 原契約番号 | 西日本開山口事第140284号（平成27年1月13日付）               |
| 2. 土地の表示 |  |
| 所在地      | 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割1723-1の一部<br>山陽本線小野田駅構内 |
| 数量       | 土地 275.39 m <sup>2</sup>                   |
| 3. 土地の用途 | 更地使用                                       |
| 4. 使用目的  | 自転車置場敷                                     |
| 5. 賃料    | 年額金810000円（非課税）                            |
| 6. 敷金    | 金0円  |
| 7. 既納敷金  | 金0円  |

### （契約期間）

第2条 契約期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までとする。

### （苦情処理）

第3条 本契約更新に際して、第三者から異議苦情等の申し立てがあったときは、乙の責任において解決するものとする。

### （敷金）

第4条 乙が原契約（原契約前の同一契約含む。）において甲に差し入れた敷金は、本契約における全部又は一部の担保として契約更新後も引き続き、同一の条件で本契約を担保するものとする。

### （連帯保証人）

第5条 連帯保証人は、原契約と同様、乙の一切の債務を保証し、乙と連帯して債務の履行の責を負うものとする。

(反社会的勢力)

- 第6条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。
- 2 乙は、前項の規定を、乙の委託先にも遵守させる義務を負うものとする。
  - 3 乙は、前2項に関し、甲が行う調査に合理的な範囲で協力し、甲から求められた資料等を提出しなければならない。また、前2項に対する違反を発見した場合は、直ちに甲にその事実を報告しなければならない。
  - 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。
  - 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
  - 6 前項により原契約を解除したことに起因して生じた乙の損害については、その責を負わない。

(原契約の遵守)

- 第7条 本契約に定めのない事項については、乙は原契約を遵守するものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙おのおのが記名押印して、各自その1通を保有する。

2018年 4月 1日

甲 山口県山口市小郡高砂町2番11号 新山口ビル2F  
JR西日本不動産開発株式会社  
山口用地事務所 所長 松本 実

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田剛三

印



大喜園団地賃貸人①

(当主)

60-1

## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字東佐ノ田253番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 1586.77㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額501,175円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を更改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

賃貸人 住所  
氏名

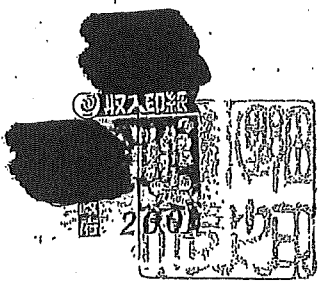
[Redacted]

賃借人

山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博



# 大喜園団地賃貸人① (変更)



## 土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を [redacted] から [redacted] に変更する。

第2条 土地賃貸借契約書第1条(3)の地積を「1586.77㎡」から「1334.88㎡」に変更する。

第3条 平成28年4月1日から平成28年12月15日までの賃借料は、355,628円とし、平成28年12月16日から平成29年3月31日までの賃借料は、122,442円とする。平成29年4月1日以降の賃借料の年額は、421,616円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は物件の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

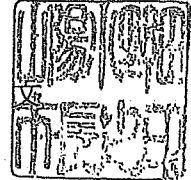
以上を確認した証として、本書面を2通作成し、旧賃貸人、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、新賃貸人と賃借人が原契約書とともに各々1通を所持する。

平成28年12月16日

旧賃貸人 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

新賃貸人 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

賃借人 山陽小野田市  
山陽小野田市長 白井博





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会いのうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。

第8条 この契約に要する費用（印紙税は除く）は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

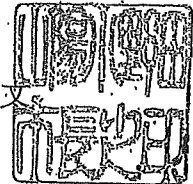
賃貸人 住所  
氏名

[Redacted]

賃借人

山陽小野田市

山陽小野田市長 白井 博





土地賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人、山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、2018年4月1日から2019年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を2019年4月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。



以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

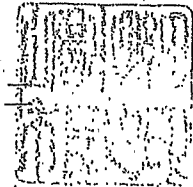
平成30年4月1日

賃貸人 住所  
氏名

[Redacted address and name]

賃借人

山口県山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 本件土地の表示

所在地	山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番
地目	学校用地
地積	2,123㎡(実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成31年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2. 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

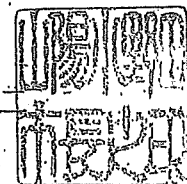
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





## 土地賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人山陽小野田市（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件土地」という。）を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番  
地目 学校用地  
地積 2,123㎡（実測）

### （賃貸借期間）

第2条 賃貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### （賃料及び支払方法）

第3条 賃料は年額273,430円（生産者米価により算定した額）とし、乙は平成31年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2、前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算（10円未満の端数切捨て。）によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### （禁止事項）

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### （有益費等請求権の放棄）

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

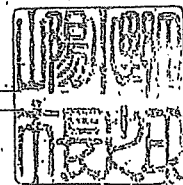
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番

地目 雑種地

地積 1,581㎡ (実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円 (生産者米価により算定した額) とし、乙は平成31年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。) によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

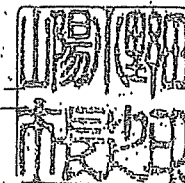
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





## 土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

#### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1-0-30番

地目 雑種地

地積 45.2 m<sup>2</sup> (実測)

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

### (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は平成31年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

### (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

### (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。



(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

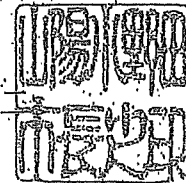
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛





# 土地賃貸借契約書

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

## (目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「本件土地」という。)を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

### 本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

## (賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

## (賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額112,496円とし、乙は平成31年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

## (禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

## (有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

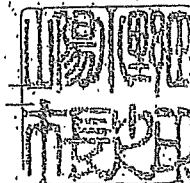
平成30年4月1日

甲(賃貸人)

乙(賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛



# 土地賃貸借契約書

土地の賃貸借について、貸付人 (以下「甲」という。) と賃受人 山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結した。  
(目的)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「本土地」という。) を乙貸し付け、乙は、これを借り受ける。

所在及び地番	地積	備考
山陽小野田市大字郡字浜 3225-1	1,638 m <sup>2</sup>	
山陽小野田市大字郡字浜 3225-9	355 m <sup>2</sup>	

(本土地の用途)

第2条 乙は、本土地を厚陽公民館の用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 本土地の貸付期間 (以下「貸付期間」とする。) は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 貸付期間を延長しようとするときは、貸付期間が満了する日の30日前までに、乙は甲に対して書面で申し出るものとする。

(貸付料)

第4条 本土地の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、1年につき金264,833円とする。

(貸付料の支払)

第5条 乙は、契約を締結した年の12月末日までに甲に支払うものとする。

(本土地の維持管理)

第6号 乙は、本土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、第1条に掲げる土地を使用するにあたり、他に損害を及ぼす恐れがあるときは、乙の責任においてこれを防止する義務を負うものとし、損害が発生したときは、これを賠償する責めを負うものとする。

(本土地の用途変更)

第7号 乙は、第2条に規定する本土地の用途 (以下「用途」という。) の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について特に支障がないときは、用途の変更を承諾するものとする

(本土地の転貸等)

第8条 乙は、本土地を第三者に転貸し、又はこの契約に定める乙の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(本土地の現状変更)

第9条 乙は、本土地の現状を変更してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

甲

乙 山陽小野田市  
山陽小野田市長 藤田 剛

